

「倭」源流考

(その一・越裳について〈中〉)

菊池良輝

Studies on the Roots of Wa (part 1),

Studies on ESSHO (the second part)

by Yoshiteru Kikuchi

五、白雉

越裳の「献白雉」記事は、『尚書大伝』卷四金縢、『韓詩外伝』卷五、『漢書』卷一二平定紀・同卷九六西域伝・同卷九九王莽伝、『論衡』儒増篇・同恢国篇、『後漢書』卷八六南蛮伝、『太平御覧』卷九一七白雉などに見える。

「白雉」については、『本草綱目』卷四八・禽部、白鷗の条に「積名、白翰、音寒、閑客」とあり、時珍注に「按張華云、行止閑暇、故曰鷗、李昉命為閑客、薛氏以為雉類、汪氏以為白雉、按爾雅白雉名翰、南人呼閑字、如寒、則鷗即翰音之転也、当作白翰、如錦鷄謂之文翰也、翰者、羽美之貌、又西京雜記云、南粵王献白鷗・黒鷗各一、蓋雉亦有黒色者、名鷗雉、彼通呼為翰矣」とし、さらに「集解、頌曰、白鷗出江南、雉類也、白色、而背有細黒文、可畜、彼人亦食之、頌曰、即白雉也、時珍曰、鷗似山鷄、而色白、有黒文、如漣漪、尾長三四尺、体備冠距、紅頰赤嘴丹爪、其性耿介、李太白言、

其卵可_レ以鷄伏、亦有_レ黒鷗」とある。

又、辞海編輯子は「白鷗」を説明して「白鷗 (Lophura nycthemera nycthemera)、又、銀雉・白雉とも言う。鳥綱雉科。雄鳥の体長は一メートル。頭上の長冠は下半身全部に及び、交りけのない藍黒色であり、光沢がある。上半身と両翼は白色で、共にきちんとしたV字体の黒絞が広がっている。尾は長く、中央の尾羽は純白である。頭の露出部分と足は同じような白色である。雌鳥の上半身・両翼と尾の表面はオリブ様の鶯色である。枕冠は黒色に近い。下半身は茶褐色で灰白色の斑紋を備えている。常に高山の竹林の間に住んでいる。一匹の雄に多数の雌が連れ合い、常々、群を成して食物を求める。我国南部に分布している。常に飼ひ馴され、展覧に供されている」としている。

かなり大型の美しい鳥であり、しかも捕獲・飼育が比較的容易な様か伺える。

『尚書大伝』などが伝える「白雉」というのは、この白鷗であろう。実在する鳥であり、けっして想像上の鳥ではないことを銘記すべきである。

録

- 一、四部叢刊經部所収『尚書大伝』。上海商務印書館。
- 二、四部叢刊經部所収『漢詩外伝』。上海滄芬樓。
- 三、漢蘭台令史・班固撰、唐秘書少監・顏師古注『漢書』中華書局出版。一九七五年。三八四―九頁。
- 四、前掲三注・三九三〇頁。
- 五、前掲三注・四〇七七頁。
- 六、北京大学歴史系(論衡)注釈小組『論衡注釈』中華書局。一九七七年。四七六頁。
- 七、前掲五注・一一二五―六頁。
- 八、宋・范曄撰、唐・李賢等注『後漢書』中華書局。一九七三年。二八三五頁。
- 九、四部叢刊三編子部『太平御覽』上海滄芬樓影印。中華民國六十三年。
- 一〇、明・李時珍著『本草綱目(校点本下冊)』人民衛生出版社出版。一九八二年。校者・劉衡如。二六一―八一九頁。
- 一一、辞海編輯委員会『辞海下』『白鵝』上海辞書出版社。一九七九年。四〇三―三頁。

六、「白」字

上代の書が南方よりの朝貢生物として「白雉」を挙げたのは、白雉という特定の生物の存在と同時に、「白」字の概念が「江南・南方地方」を特徴付けていたのではあるまいか。

今、「江南・南方地域と白字」の相関関係につき、調査する資料として、中国全土の「白」字地名・『本草綱目』記載の「白」字動植物名・江南の概念と割合・江南各省の「白」字地名表などを作成する。

七、中国全土の白字地名

「白字」が語頭に付く「地名」の各省別割合は表Ⅹの通りとなり、各省別分布は以下の通りとなる。地名の下の数字は同一名の数。

- 黒龍江省Ⅱ白家店(青岡県)。以上二個所。
- 吉林省Ⅱ白山(長白山) 3・白山部(敦化以東琿春以西)・白石砬(琿春県)・白城(阿城県)・白都訥Ⅱ伯都訥(扶余県)・白旗屯(舒蘭県)。以上六個所。
- 奉天省Ⅱ白土廠辺門(黒山県)・白水寺(本溪県)・白市(遼源県)・白玉山(旅順口)・白石砬子(興京県)・白石寨(海城県)・白音太拉(通遼県)・白城子(洮安県)・白菜地(寛甸県)・白雲呂(遼源県)・白塔舖(瀋陽県)・白楊木溝(錦西県)・白旗堡(新民県)・白旗寨(鉄嶺県)・白銀河鎮(海竜県)・白廟子(興城県)・遼源県・昌図県)・白頭山Ⅱ長白山(長白県)・白巖県(遼陽県)。以上二十個所。
- 熱河省Ⅱ白川州(朝陽県)・白岔(経棚県)・白岔山Ⅱ拜察山(経棚県)・白狼山(凌源県)・白狼河Ⅱ大凌河(源出熱河凌源県西南之尾蘇図山)・白狼県(凌源県)・白鹿山Ⅱ白狼山(凌源県)・白檀県(承德県)。以上八個所。
- 綏遠省Ⅱ白土県(境鄂爾多斯右翼中旗) 3・白草溝(土默特右翼六甲) 2・白渠(帰化城)・白登州(今闕。当在帰綏県境)・白道(帰綏県)。以上五個所。
- 察哈爾省Ⅱ白河Ⅱ古沽水(源出独石口外察哈爾沽源県之土山)・白城子(多倫県)・白腦包(興和県境)・白廟子灘(張化県)。以上四個所。
- 河北省Ⅱ白馬関(密雲県・正定県) 5・白帶山(房山県)・白莊

(樂亭縣)・白竜港(薊縣(大興縣))。以上五個所。

京師(白雲觀(在京師西便門外))。以上一個所。

京兆(白浮山(昌平縣))・白楊城(昌平縣)・白竜潭(昌平縣)・

白檀山(密雲縣)・白檀泉(密雲縣)・白臉石山(宛平縣)。

以上六個所。

直隸省(白土坡(井陘縣))・白木村(寧晉縣)・白王莊(獲鹿縣)・

白石溝(曲陽縣)・白羊村(易縣)・白官屯(豐潤縣)・白洋淀(安

新縣)・白家灘鎮(旧広平府境)・白城(赤城縣) 3・白家屯(景縣)

・白起泉(鉅鹿縣)・白馬河(饒陽縣)・白馬峯(任丘縣)・白堡鎮

(易縣)・白渠(邯鄲肥鄉縣二界)・白塔嶺(臨榆縣)・白塔口

(天津縣)・白楊橋鎮(大城縣)・白楊嶺(易縣)・白溝河(拒馬

岔河・盧竜縣)・白溝鎮(容城縣)・白桑堡(蔚縣)・白澗水(涑水

縣)・白橋(故城縣)・白錯鎮(沙河縣)。以上二十六個所。

山西省(白水(乾河(晋城縣))・白水泉(垣曲縣)・白水灘(天鎮

縣)・白石山(徐溝縣) 11・白羊墅(平定縣)・白波壘(汾城縣)・

白虎峯(渾源縣)・白泉鎮(平定縣)・白徑嶺(解縣)・白桑礮廠

(陽城縣)・白浪渡(平陸縣)・白狼堆(沁縣)・白草溝(代縣)・

白馬山(孟縣)・白馬城(臨汾縣) 3・白馬渡(榮河縣) 2・白登山

(大同縣)・白登河(大同縣)・白登堡(陽高縣)・白登泉(陽高縣)

・白雲隘(陽城縣)・白雉山(平定縣)・白澗山(陽城縣)・白巖

山(昔陽縣) 4・白竜洞(恒山絶頂之後)・白竜泉。以上二十六個所。

陝西省(白土泉(邠縣)) 3・白水(鐵王河(耀縣)・白水泉) 4。||

即故道水(略陽縣)・白水江鋪(略陽縣)・白水郡(浦城縣)・白水

泉(白水縣のち関中道)・白水関(寧羌縣)・白石泉(南鄭縣)・白

河泉(漢中道)・白草砦(清澗縣)・白馬山(沔泉) 8・白馬城(沔

泉) 4・白鹿原(長安縣)・白鹿泉(藍田縣)・白渠(涇陽縣)・白

陽関(鎮巴縣)・白雲峯(華山)・白雲泉(南鄭縣)・白巖河(源出
陝西寧羌縣)・白塩池(定辺縣) 2・白塩灘(定辺縣)。
以上二十二個所。

甘肅省(白土井(鎮番縣))・白土泉(西寧縣) 3・白山泉(古浪縣)

・白水江(古之桓水、即羌水、亦名墊江(源出甘肅臨潭縣西南西傾山))

・白水泉(武都縣)・白水駅(鎮原縣)・白石山(導河縣)・狄道縣)・

白石城(清水縣)・白石泉(導河縣)・成泉) 5・白石鎮城(西和縣)・

白池泉(当在甘肅旧平涼府境、故治在今甘肅塩池泉界) 2・白沙鎮(清

水泉)・白於山(慶陽縣)・白河(在甘肅。古呼蚕水亦曰洮賚河)・

白亭軍(鎮番縣)・白亭海(鎮番縣)・白海(古浪縣)・白草嶺(大

通泉)・白豹城(慶陽縣)・白馬水(源甘肅文泉、即今甘肅慶陽縣之

東河)・白馬関(武都縣)・白塔山(臯蘭縣)・白墩子(靖遠縣)・

白竜江(出甘肅岷縣西南分水嶺)・白巖山(朱圉山(伏羌縣)・白巖

河鎮(華亭縣)・白塩池(鎮番縣) 2。以上三十一個所。

山東省(白石城(陵泉))・白石嶺(安丘縣)・白衣閣鎮(濮泉)・

白沙河(掖泉)・即墨泉・海陽泉)・白沙埠(臨沂縣)・白沙灘集(海

陽泉)・白兔丘鎮(臨淄縣)・白虎山(博山泉)・白洋河(源出山東

棲霞泉東南靈山)・白浮関鎮(單泉)・白狼河(昌樂泉)・白馬河

(鄒泉)・白馬鎮(恩泉)・白埠鎮(平度泉)・白鹿淵(德平泉)。
以上十七個所。

河南省(白元鎮(伊陽泉))・白公城(息泉)・白公廟(汲泉)・白

水泉(淮陽泉)・旧南陽府境) 7・白牛城(鄧泉)・白司馬坂(洛陽泉)

・白石山(灑池泉) 11・白羽(内郷泉)・白沙渦(寧陵泉)・白沙鎮

(中牟泉)・禹泉・臨漳泉境故鄴泉) 9・白沙関(光山泉)・白河(古

清水(源出河南嵩山西)・白河鎮(嵩泉)・白社(洛陽泉) 2・白亭

街(浙川泉)・白芍泉(正陽泉)・白草原(襄城泉)・白涇(輝泉)・

白馬山(洛陽縣·滑縣) · 白馬水(滑縣) · 白馬寺(洛陽縣) · 白馬津(滑縣) · 白馬溝水(沁陽縣) · 白馬泉(滑縣) 3 · 白馬鎮(黎陽鎮(濬縣) · 白雀園店(光山縣) · 白鹿山(輝縣) 3 · 白楊鎮(宜陽縣) · 白溝(陽武封丘二縣) · 白溝河(衛河)河南省林縣·開封縣) 4 · 白道口(滑縣) · 白潭鎮(尉氏縣) · 白壁集(安陽縣) · 白露村(汲縣) · 白鬮溝(武安縣) · 白露河(溝川縣) · 以上四十一個所。

江蘇省 1 白下城(江寧縣) · 白土山(江陰縣·蕭縣) 2 · 白土岡(江寧縣) · 白山(江寧縣) 4 · 白土鎮(蕭縣) · 白石山(吳縣) · 白沙洲(儀徵縣) 2 · 白門(江寧縣) · 白洋河鎮(泗陽縣) · 白茅沙灘(常熟縣) · 白茅浦(常熟縣) · 白茅湖(江都縣) · 白茅新市(常熟縣) · 白城(江寧縣) 3 · 白家橋(武進縣) · 白馬城(江寧縣) 3 · 白馬湖(宝應縣) · 白馬澗(宿遷縣) · 白雲洞(無錫縣) · 白塔河鎮(江都縣) · 白蠅江(吳江縣) · 白浦鎮(南通縣) · 白駒場(興化縣) · 白竜山(江陰縣) 3 · 白竜港(川沙縣) 2 · 白鶴江(青浦縣) · 白鶴江鎮(青浦縣) · 白鶴溪(武進縣) · 白鷺洲(江寧縣) 3 · 以上三十個所。

安徽省 1 白水泉(盱眙縣境) 7 · 白石山(含山縣·廬江縣) 11 · 白石山鎮(廬江縣) · 白石湖(桐城縣) · 白沙窩(阜陽縣) · 白沙鎮(太湖縣) · 白兔河(桐城縣) · 白洋河(古北潼水(泗縣) · 白洋湖(太和縣) · 白茅嘴鎮(無為縣) · 白茅嶺(廬江縣) · 白馬泉(今闕。当在安徽境) · 白捺城(壽縣) · 白紵山(当塗縣) · 白湖(廬江縣) · 白渡橋鎮(和縣) · 白雲巖山(桐城縣) · 白際山(休寧縣) · 白樺泉(宿縣) · 白竜王廟(阜陽縣) · 白岳山(休寧縣) · 白鶴峯(桐城縣) · 白鶴溪(安徽之吉陽水) · 以上二十四個所。

湖北省 1 白土関(竹谿縣) · 白水(棗陽縣) 4 · 白水河(恩施縣) 2 · 白石河(源出湖北竹山縣界嶺) · 白兆山(安陸縣) · 白地坪(咸

豐縣) · 白沙山(京山縣) · 白沙里(襄陽縣) · 白沙洲(武昌縣) · 白沙鋪(陽新縣·孝感縣) 2 · 白沙橋鎮(咸寧縣) · 白果鎮(麻城縣) · 白果坪市(鶴峯縣) · 白河口汛(竹山縣) · 白狗峽(秭歸縣) · 白社(荊門縣) 2 · 白虎鎮(鄂城縣) · 白洋市(宜都縣) · 白面山(通城縣) · 白峯尖(大冶縣) · 白桑関(鄖縣) · 白馬山(襄陽縣·竹山縣) 8 · 白鹿磯(鄂城縣) · 白荆山(蘄水縣) · 白雲山(嘉魚縣) 6 · 白雲亭(巴東縣) · 白楊坪鎮(恩施縣) · 白楊林(大冶縣) · 白楊渡(武昌縣) · 白雉山(大冶縣) · 白澗山(鄂城縣) · 白霓橋鎮(崇陽縣) · 白螺山(塩利縣) · 白螺磯(塩利縣) · 白鷺湖(江陵縣) · 以上三十八個所。

四川省 1 白土坪(巴中縣) · 白水河(松潘縣) · 白水河場(彭縣) · 白水泉(昭化縣·劍閣縣) 7 · 白水関(昭化縣) · 白市駅(巴縣) · 白石水(通江縣) · 白石泉(通江縣) · 白牟泉(金堂縣) · 白沙場(江津縣·合江縣·宜賓縣) 3 · 白沙渡(劍閣縣) 2 · 白豆州(当在四川境) · 白岸城(松潘縣) · 白花場(宜賓縣) · 白虎山(眉山縣) 3 · 白帝山(奉節縣) · 白帝城(奉節縣) · 白草寨(平武縣) · 白馬池(慶符縣) · 白馬河(沙溝河(灌縣) · 白馬路族長官司(旧竜安府境) · 白馬寨(平武縣) · 白馬廟(内江縣) · 白馬泉(旧保寧府境) · 白馬関(羅江縣) 5 · 白鹿汛(冕寧縣) · 白鹿場(彭縣) · 白鹿塩中(巫溪縣) · 白雲峯(我眉縣) · 白楊林鎮(広漢縣) · 白衛嶺(昭化縣) · 白錦堡(綦江縣) · 白竜池(汶山縣) · 白鶴山(邛崃縣) 3 · 白鶴灘(涪陵縣) · 白壩城(昭化縣) · 白塩山(奉節縣) · 白塩井(塩源縣) 2 · 以上四十一個所。

西康省 1 白馬岡(察隅縣) · 白玉泉(川辺縣) · 以上二個所。
 浙江省 1 白山(於潛縣·臨海縣) 3 · 白水山(余姚縣) · 白水洋鎮(臨海縣) · 白牛鎮(昌化縣) · 白石山(竜游縣·樂清縣) · 白石泉(竜游縣) · 白沙山(永嘉縣) · 白沙市(鎮海縣) · 白沙渡(建德縣)

・白沙隄(杭県)・白沙嶺(樂清県) 2・白沙関(開化県・樂清県)
 3・白洋鎮(紹興県)・白若鎮(紹興県)・白峯嶺(東陽県)・白峯鎮(東陽県)・白馬山(遂昌県)・白馬湖(上虞県)・白馬橋鎮(浦江県)・白雀山(吳興県)・白華山(定海県)・白象街(永嘉県)・白雲山(平陽県)・白雲峯(天台県)・白塔山(海塩県)・白塔洋(紹興県)・白溪街(樂清県)・白嶠山(寧海県)・白竜山(吳興県)・雲和県) 3・白竜津(松陽県)・白竜県(松陽県)・白竜鎮(鎮海県)・白鶴山(吳興県) 3・白鶴嶺(淳安県)・白巖山(寧海県) 4・白巖塘(樂清県)。以上四十個所。

江西省 白口城(泰和県)・白口鎮(雲都県)・白水港(九江県)・白湖水(九江県)・白水鎮(広昌県) 3・白羊坳(泰和県)・白沙(鄱陽県)・白沙湖(進賢県) 2・白沙嶺(修水県) 2・白沙鎮(吉水県)・德興県)・白竺山(萍鄉県)・白舍鋪(南豐県)・白茅山(萍鄉県)・白茅街(修水県)・白馬汎(新建県)・白埠墟(会昌県)・白鹿洞(星子県)・白雲亭(余干県)・白雲嶂(零都県)・白塔河(余江県)・白塔鎮(余江県)・白楮市(建昌県)・白澗塘(湖口県)・白鵝墟(会昌県)・白鶴觀(星子県)・白鷺州(吉安県)。

以上二十七個所。

湖南省 白水电站(湘陰県)・白水鎮(祁陽県・湘陰県) 3・白牙市(東安県)・白田鋪(長沙県)・白田鎮(岳陽県)・白石市(宜章県)・白石村(桃源県)・白石坳(平江県)・白石港市(湘潭県)・白江水(祁陽県)・白沙市(新寧県)・白沙戌(湘陰県)・白沙村(耒陽県・東安県) 4・白沙洲市(長沙県)・白沙堡(常寧県)・白沙鎮(宜章県・新化県) 9・白芒嶺 萌渚嶺(江華県)・白兔潭市(醴陵県)・白果子(衡山県)・白泥湖(臨湘県)・白社山(会同県)・白洋塘(安化県)・白面巖(辰谿県)・白倉市(武岡県)・白馬田鎮

(新寧県)・白馬渡(桃源県)・白馬湖(常德県)・白馬磯(臨湘県)・白馬関(桃源県)・白崖山(荆門県)・白崖洞長官司(竜山県)・白鹿山(益陽県)・白象鎮(永明県)・白雲山(宝慶県) 6・白溪(新化県)・白溪市(新化県)・白若鋪(長沙県)・白竜潭(衡山県)・白関鋪(湘潭県)・白霧隘(澱浦県)・白鶴山(岳陽県)・白鶴泉(長沙県)。以上四十五個所。

貴州省 白玉洞(黔西県)・白石崖(安順県)・白石巖鎮(鎮寧県)・白杆宮(竜里県)・白泥長官司(余慶県)・白納長官司(貴陽県)・白納県(故治在今貴陽県)・白雲山(広順県) 6・白層河鎮(貞豊県)・白巖宮(紫雲県)・白鷺洲(思南県) 3。以上十一個所。

福建省 白土圩市(竜巖県)・白水寨(惠安県)・白水宮墟(海澄県)・白大島(長樂県)・白石溪 汀江(源出福建寧化県界乱羅山)・白石関(福安県)・白沙汎(晋江県)・白沙墟(竜巖県) 7・白沙鎮(閩侯県) 10・白雪樓(湖城鎮祥県)・白鹿洞(思明県)・白湖(莆田県)・白琳市(鼎県)・白葉坂(安溪県)・白蓮駅(将楽県)・白嶼(同安県)・晋江県) 2・白嶺寨(仙遊県)・白鰓浦(閩侯県)・白巖山(尤溪県) 4。以上二十個所。

広東省 白土口(高要県)・白土村汎(曲江県)・白水山(東增城県)・白水帶墟(鶴山県)・白皮場(欽県)・白石山(合浦県)・白石水村(合浦県)・白石市(新会県)・白石村墟(增城県)・白石場(合浦県)・白石塘(宝安県)・白石墟(雲浮県)・白石潭墟(清遠県)・白石嶺(樂昌県) 2・白石関(連山県) 2・白廷市(文昌県)・白村墟(茂名県)・白沙口(瓊山県)・白沙市(英德県) 3・白沙汎(海豊県・連山県) 4・白沙村(新会県・徐聞県) 4・白沙角(海豊県)・白沙堡(番禺県) 2・白沙湖(海豊県)・白沙墟(南海県)・白沙墟(台上県)・曲江県・遂溪県・台浦県) 7・白芒花墟(惠陽県)・白

IX 「白」字地名・比定地数及び率

省名等	比定地	%	順位	省名等	比定地	%	順位
京師	1	1.16	30	福建	20	3.27	14
京兆	6	0.98	22	河南	41	6.70	3
河北	5	0.82	24	湖北	38	6.21	6
山西	26	4.25	10	湖南	45	7.35	2
察哈爾	4	0.65	26	廣東	56	9.15	1
奉天	20	3.27	14	廣西	19	3.10	16
熱河	8	1.31	21	陝西	22	3.60	13
綏遠	5	0.82	24	甘肅	31	5.07	7
直隸	26	4.25	10	青海	4	0.65	26
吉林	6	0.98	22	新疆	2	0.33	28
黑龍江	1	0.16	30	四川	41	6.70	3
山東	17	2.78	18	西康	2	0.33	28
江蘇	30	4.90	8	貴州	11	1.80	20
安徽	24	3.92	12	雲南	18	2.94	17
浙江	40	6.54	5	他	16	2.61	19
江西	27	4.41	9		612	100.01	

泥水(花県)・白泥市(三水県)・白泥墟(花県)・白宮子(梅県)・
 白馬山(惠陽県) 8・白馬汎(惠陽県) 3・白墩墟(大埔県)・白渡
 墟(梅県)・白雅特城(広州湾内馬溪河之左岸)・白雲山(番禺県)・

恩平県) 7・白雲洞(博羅県)・白葉山(梅県)・白蜆塘(番禺海中)
 ・白廟港(電白県)・白廟墟(新会県・清遠県)・白竜尾島(欽県)・
 白竜寨(合浦県)・白鴿砦(遂溪県)・白雞嶺(信宜県)・白鯉沙
 (中山県)・白鵝潭(広東省城)・白鶴峯(惠陽県)。
 以上五十六個所。

広西省 白土墟(宜山県)・白山土司(思恩府)・白田寨(王樂県)
 ・白石山(桂平県) 11・白石村(永福県)・白石洞(鬱林県)・白州
 (博白県)・白沙汎(馬平県)・白沙江(平南県)・白沙洞(北流県)
 ・白沙街(富川県)・白沙墟(陽朔県) 7・白面山(羅陽土県)・白
 馬汎(藤県)・白馬墟(平南県)・白竜洞(桂林県)・白竜巖(雒容
 県)・白霞寨(鐘山県)・白藤山(藤県)。以上十九個所。

雲南省 白水江(彝良県) 3・白水江(曲靖県) 漾濞江(麗江県)・
 境)・白水関(曲靖県) 3・白石江(曲靖県) 漾濞江(麗江県)・
 白地坪橋(麗江県)・白洋銀廠(雲竜県)・白洋銅廠(雲竜県)・白
 門(賓川県)・白草地(宜威県)・白馬寨(麗江県)・白崖江(元江
 上游)・白崖城(鳳儀県)・白菓樹井(鎮雄県境)・白寨(文山県)・
 白竜橋鎮(嵩明県)・白蠟山(羅平県)・白塩井(塩豊県)。
 以上十八個所。

青海省 白力登馬土司(青海南境)・白利土司(木魯烏蘇河)・白
 那山(青海南境木魯烏蘇爾吉二河之間)・白蘭山(在青海西南)。
 以上四個所。

新疆省 白家海(迪化県)・白竜堆(天山南路)。以上二個所。

註 一、臧勵蘇等編『中国古今地名大辞典』台湾商務印書館発行。中華民國六

十一年十月。二四四―六二頁。

二、奉天省。旧省名。光緒三十三年(一九〇七)設置。治所は奉天府(現
 ・沈陽市)。境界は現在の遼寧省(柳辺以西を除く)・内蒙古・呼

倫貝爾盟（黒竜江省）・哲理木盟（吉林省）の各一部分・吉林省西北部と西南部の一帶地域であった。一九二九年、遼寧省と改名された（辞海編輯委員会「奉天」『辞海下』上海辞書出版社。一九七九年。三六八五頁参照）。

三、熱河省。旧省名。一九一四年（民国三年）熱河特別区を設置。境界は現在の河北省東北部・遼寧省西南部・内蒙古自治区東南部に当たる。一九二八年省となる。一九五六年廃止され、分割されて河北・遼寧両省及び内蒙古自治区にそれぞれ編入された（前掲二注・三五八六頁参照）。

四、綏遠省。旧省名。一九一四年綏遠特別区を設置。一九二八年省となる。境界は内蒙古自治区烏蘭察布盟・伊克昭盟・巴彦淖爾東部及び呼和浩特市・包頭市等に当たる。一九五四年廃止され、内蒙古自治区に編入された（前掲二注・『辞海中』二六九五頁）。

五、察哈爾省。旧省名。一九一四年察哈爾特別区を設置。一九二八年省となる。境界は河北省西北部及び内蒙古自治区錫林郭勒盟に当たる。一九四九年に現在の河北省西北部及び山西省北部に改められた。一九五二年廃止され、分割されて河北・山西省にそれぞれ編入された（前掲二注・『辞海中』二六三三頁参照）。

六、京師、首都の旧称（前掲二注・『辞海上』八〇一頁参照）。

七、京兆。一九一四年順天府を改めて京兆地方とし、京兆尹を設け、中央政府の直轄とした。一九二八年河北省に編入した（前掲六注・同頁参照）。

八、直隸省。旧省名、明は京師地区を直隸と称した。境界は現在の北京・天津市・河北省の大部分と河南・山東の一部分に当たる。（後、地域に変遷があり）、一九二八年、河北省と改称した（前掲六注・二九九頁参照）。

八、江南

「江南」は『尚書』夏書・禹貢に「荆及衡陽惟荊州、（略）雲土夢作乂」とあり、孔安国伝に「雲夢之沢在江南、其中有平土丘、水去可爲

耕作・畎畝之治」とあり、『爾雅』積地に「江南曰揚州」とあり、郭璞注に「自江南至海」とあり、同書積山に「河南華、河西嶽、河東岱、河北恒、江南衡」とあり、郭璞注に「衡山南岳」とあり、『淮南子』齊俗訓に「道德之論、譬猶日月也、江南河北、不能易其指、馳驚千里、不能易其処」とあり、『春秋左氏伝』昭公三年十月の条に「鄭伯如楚、子産相、楚子享之、賦吉日、既享、子産乃具田備、王以田江南之夢」とあり、杜預注に「楚之雲夢跨江南北」とあり、『史記』卷五・秦本紀、昭襄王三十年の条に「蜀守若伐楚、取巫郡及江南、為黔中郡」とあり、張守節正義に「華陽国志張若為蜀中郡守、括地志云、巫郡在夔州東百里、括地志云、黔中故城在辰州沅陵縣西二十里、江南、今黔府亦其地也」とある。以上の内、具体的地名は「雲夢之沢」「揚州」「衡山」「巫郡」「黔中郡」である。

「雲夢之沢」は、「一般的には、あまねく春秋戦国時代の楚王の狩獵地を指す」とあり、譚其驤主編『中国歴史地図集』第一冊によれば、現、武漢市・沙市市・岳陽を結ぶ三角形の範囲である。又、竹内照夫氏は「当時の雲夢沢（夢ともいい、雲ともいった）は、きわめて広大な地域を指し、長江の南北にまたがっていたのであろう。ゆえにこゝに『江南の』とあるのは、靈王は鄭伯（簡公）とともに、特に夢沢の中の江南地域で狩りをしたものであろう」とされている。

「江南」と同義としている「揚州」は「揚州」である。『尚書』夏書・禹貢に「淮海惟揚州、彭蠡既豬、陽鳥攸居」とあり、『周礼』夏官・職方氏に「東南曰揚州、其山鎮曰會稽、其沢藪曰具区、其川三江、其浸五湖」とあり、鄭元注に「會稽在山陰、大沢曰藪具区、五湖在吳南、浸可以為陂灌漑者錫鑑也」とある。

ここに言う「淮」は淮水を「海」は東海を「彭蠡」は鄱陽湖であり、

江西省九江県にあり、「会稽(山)」は浙江紹興県にあり、「具区」は太湖の古名で、江蘇省呉県にあり、「三江」は長江であり、「五湖」は長江流域の諸湖を、それぞれ指す。

以上を地域的に見ると、北は淮河、東は浙江省杭州湾岸、西南は江西省九江市をそれぞれ結ぶ線の範囲内ということになる。

「衡山」は『爾雅』釈山に「江南、衡」とあり、郭璞注に「衡山南岳」とある。湖南省衡山県に位置する。

「巫郡」の治所・夔州は春秋時代、湖北省秭帰県である。

「黔中」の故城・辰州沅陵県は、湖南省沅陵県である。

以上、全てを地域としてみると、「北は淮河、東は浙江省杭州湾岸、南は湖南省沅陵県、西は湖北省秭帰県のそれぞれを囲む範囲」となる。

これらのことから浮び上がる「江南」の概念は、「江蘇省・安徽省のほぼ全域、河南省の南先端部、湖北省の南半部、湖南省の北半部、江西省の北半部、浙江省の北半部」である。

尚、辞海編輯子は、「春秋・戦国・秦・漢時期は、一般に今の湖北省の江南部分と湖南・江西一帯を指す」としている。

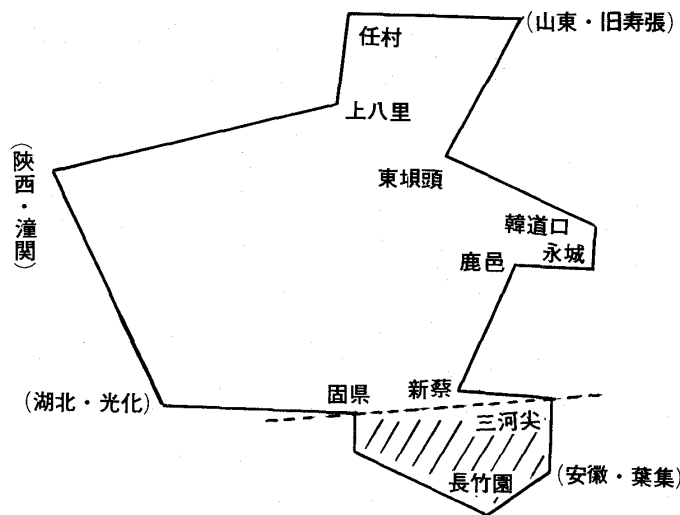
今、この「江南」の概念に基き、江蘇・安徽両省は全省として、他の河南・湖北・浙江・江西・湖南各省の江南に含まれる県を以下に挙げる。

河南省(淮河以南) Ⅱ 光山・潢川・固始・商城・新県・信陽・息県・羅山。

湖北省(北緯三二度以南) Ⅱ 英山・雲夢・応城・恩施・嘉魚・鄂城・鶴

峯・漢川・咸寧・咸豐・監利・漢陽・蘄春・宜昌・浠水・宜都・京山・荊門・建始・公安・孝感・洪湖・黄冈・広濟・黄陂・黄梅・五峯・江陵・秭帰・枝江・松滋・新洲・崇陽・石首・潜江・宣恩・大冶・長陽・通山・通城・天門・当陽・巴東・武昌・沔陽・来鳳・羅田・利川・陽新。

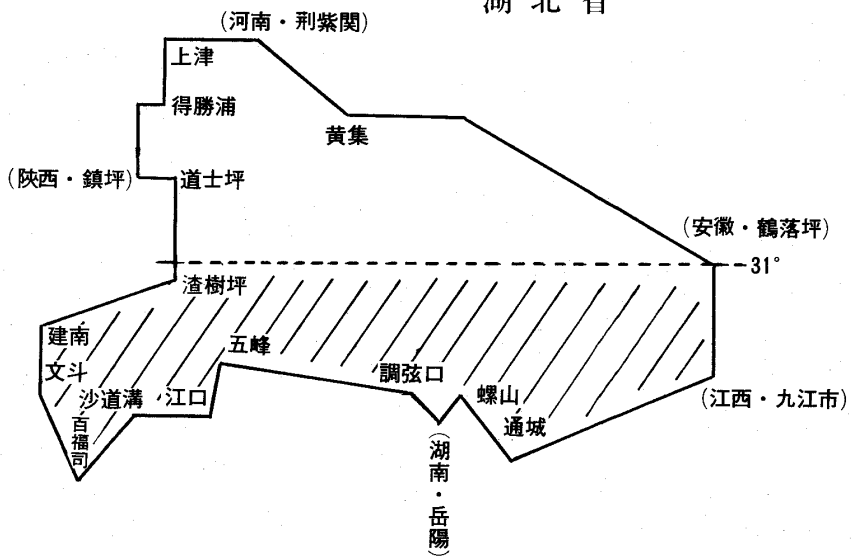
河南省



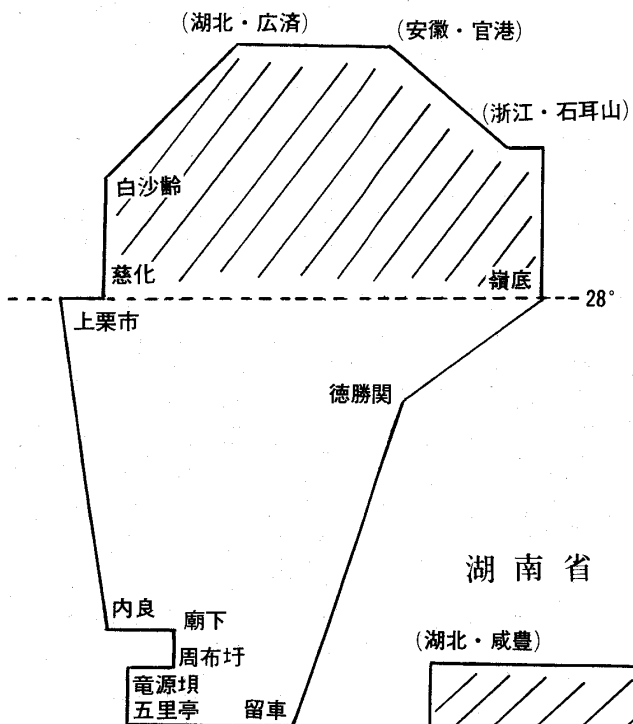
「江南」概念図

(斜線部分)

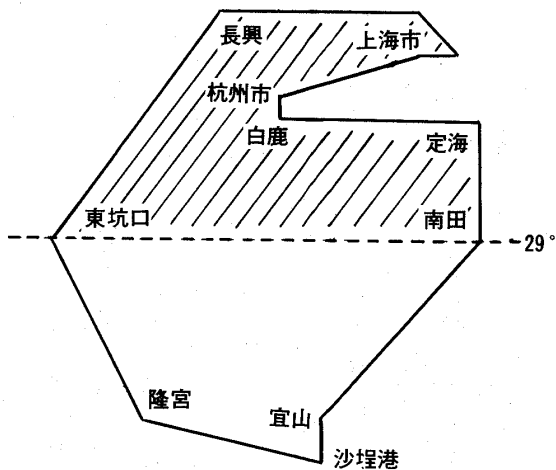
湖北省



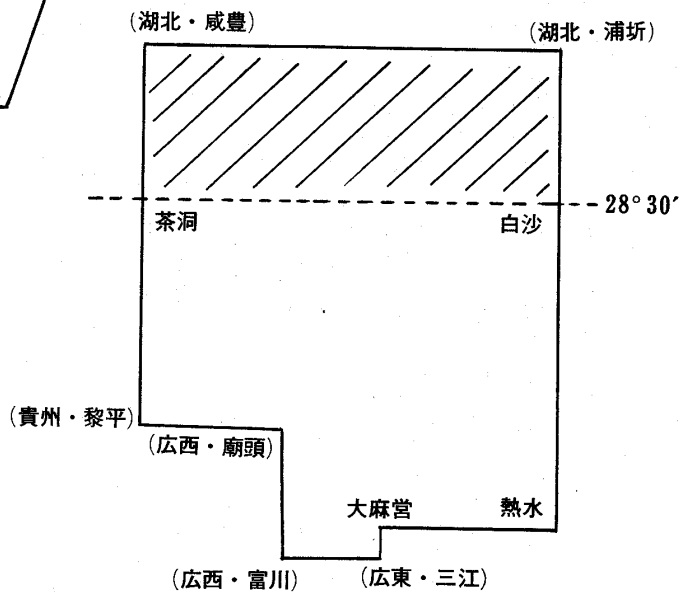
江西省



浙江省



湖南省



浙江省^三(北緯二九度以北) 〓 安吉・海塩・海寧・聞地・嘉興・嘉善・義烏・金華・衢県・建徳・呉興・三門・慈溪・淳安・上虞・嵊県・紹興・象山・嵊泗・新昌・岱山・長興・鎮海・定海・天台・桐郷・桐廬・東陽・徳清・寧海・普陀・富陽・平湖・奉化・浦江・余杭・余姚・蘭溪・臨安。

江西省^三(北緯二八度以北) 〓 安義・永修・鉛山・橫峰・貴溪・宜豊・玉山・九江・高安・湖口・広豊・修水・上饒・上高・進賢・新建・瑞昌・靖安・清江・星子・徳安・徳興・東郷・銅鼓・都昌・南昌・波陽・万載・婺源・武寧・豊城・奉新・彭沢・万年・余干・余江・弋陽・樂平・臨川。

湖南省^三(北緯二八度三十分以北) 〓 安化・安郷・永順・益陽・花垣・岳陽・華陽・漢寿・沅江・沅陵・慈利・湘陰・常德・石門・桑植・大庸・桃江・桃源・南県・平江・保靖・竜山・臨湘・澧県。

以上の通りとなる。

先記した「白」字の付く地名の内、この江南の概念に属する県の数は、江蘇省^三 〓 全(三十個所)・安徽省^三 〓 全(二十四)・河南省^三 〓 四個所(九・八%)・湖北省^三 〓 二十五(六五・八%)・浙江省^三 〓 十七(四二・五%)・江西省^三 〓 十三(四八・二%)・湖南省^三 〓 十五(三十三・三%)となる。

地域の広さを見る為に概念図を作成した^三。

この「江南の概念」が省の占める割合を表にし、且つ、先の「中国全土の白字地名」中、江南の範囲に含まれる地名の割合を表にしたものが、表Xの「江南の範囲及び白字頻度割合」である。

表Xから、江南の範囲と白字の現れる関係をみると、河南省・湖北省がほぼ横ばい。浙江省・江西省が多く、湖南省ではやゝ少ない、という結果となる。

省を単位として、全国的な順位を表IXについて見ると、安徽省がやゝ低い。しかし、他の「江南」に係る江蘇・浙江・江西・河南・湖北・湖南、各省は、全て上位十位以内に入っている。

尚、広東省が一位を占めているが、これは、鳥越憲三郎氏も指摘されているように、「西暦前三三四年の越の楚による敗退により、越人の多くが南の福建・広東・越南の方へ難をのがれて逃避した^三」という事実も十分考えられるから、その時、江南各地から広東方面に移住した人々によって、故郷の概念である「白」字が伝わったものであろう。

又、一万平方キロメートル当たりの白字数の割合を見る為、「江南」関係七省及び主要省の面積・白字数・一万平方キロメートル当たりの白字数^三(表XI)を作成した。

これを見ると、絶対数の多かった広東省はかなり後退し、「江南」関係七省の多さが分かる。中でも、浙江省が尖出している。

他省では福建・陝西・山東各省が目につく。福建省は広東省と同様の事情による住民の移動であろう。山東省は反対に、北上組の結果ではあるまいか。特に山東省には山東半島があり、その先には遼東半島・朝鮮半島が控え、東方海には日本列島の存在が無視できない。

以上、地名からの類推上、「白」字が「江南の概念」を持つものであると見て良いと思う。

さらに、江南地域から広東・福建方面への「白字」概念の広がりを見る為に、「大漢和辞典^三」記載の「白」字の調査を行う。

諸橋轍次氏の大漢和辞典に記載されている語句の内、語頭に「白」の字が付き、「江南」に係ると思われる単語を挙げると以下の通りとなる。カッコ内はその根拠。△は書名。カッコ内最後の、例えば「四個所内の三個所」とあるのは、比定地として挙げられている個所

「倭」源流考

X 江南の範囲及び白字頻度割合 (『中華人民共和国分省地図集』
地図出版社 1974年10月)

省名	江南の範囲	省の内 江南 の占める割合	「白」字地名(個所)			
			地名数(個所)	江南範囲内割合(除:蘇・皖)		
江蘇	全	100%	30	—		
安徽	全	100%	24	—		
河南	淮河以南	10.5%	41	191	4	9.8%
湖北	北緯31度以南	56.0%	38		25	65.8%
浙江	北緯29度以北	37.5%	40		17	42.5%
江西	北緯28度以北	42.3%	27		13	48.2%
湖南	北緯28度30分以北	37.5%	45		15	33.3%

○計算方式 数字は各尺度の単位 分母:全省面積 分子:江南の面積

$$\text{河南省} \quad \frac{31.2}{298.375} \times 100 \approx 10.46\%$$

$$\text{湖北省} \quad \frac{195.4}{348.75} \times 100 \approx 56.03\%$$

$$\text{浙江省} \quad \frac{134.25}{250.25} \times 100 \approx 53.65\%$$

$$\text{江西省} \quad \frac{178.875}{422.5} \times 100 \approx 42.34\%$$

$$\text{湖南省} \quad \frac{140}{403} \times 100 \approx 37.74\%$$

○河南・湖北・湖南・江西・浙江五省の中に江南の占める割合

$$\frac{679.725}{1722.875} \times 100 \approx 39.45\%$$

○「白」字中、江南地域の占める割合

$$\frac{74}{191} \times 100 = 38.74\%$$

XI 「江南」関係七省及び主要省の面積・白字数・
1万km²当たりの白字数

		面積(万km ²)	白字数	1万km ² 当たりの白字数
江	蘇	10.0	30	3
安	徽	13.0	24	1.85
河	全	16.0	41	2.56
	江南	10.5% 1.68万	(4)	(2.38)
湖	全	38.0	38	1.0
	江南	56.0% 21.28万	(25)	(1.17)
浙	全	10.0	40	4.0
	江南	53.7% 5.37万	(17)	(3.17)
江	全	16.0	27	1.69
	江南	42.3% 6.768万	(13)	(1.92)
湖	全	21.0	45	2.14
	江南	37.5% 7.875万	(15)	(1.90)
吉	林	29.0	6	0.21
山	東	15.0	17	1.13
福	建	12.0	20	1.67
広	東	22.0	56	2.55
広	西	23.0	19	0.83
陝	西	19.0	22	1.15
貴	州	17.0	11	0.64
雲	南	38.0	18	0.47
他				
計 (除: 西藏・台湾)		8,117.0	612	0.075

〔注〕

1. 全土 9,320.6万km²
 西藏 1,200万km²
 台湾 3.6万km²
2. 西康省の2個所は計数に含める。
3. 面積は『世界地図集』地図出版社編成出版。
 新華書店北京発行所。1978年による。

が四事例あり、内、「江南」に関係すると思われる個所が三事例ある、
 という意味である。特に説明の無いものは、全て江南関係である。尚、
 人名は除いた。
 白暗(象牙||南人)・白衣使者(酒を贈り来る使||江州)・白衣送
 酒(||白衣使者)・白鯨(魚名||江東)・白鷗(鳥の名||范蠡)・白印
 (印だけあって書きいれてないもの||八福恵全書)・白雲陰(地名||

山西省陽城縣)・白雲山(山名||浙江省平陽縣・湖南省醴陵縣・同宝慶
 縣・広東省番禺縣・同恩平縣。六個所の内の五個所)・白雲嶂(洞名||
 江西省零都縣)・白雲亭(亭の名||江西省余干縣・湖北省巴東縣)・白
 雲洞(洞の名||江蘇省無錫縣・広東省博羅縣・広西省来宝縣)・白雲峯
 (峯の名||浙江省天台縣。三個所の内の二個所)・白猿(種族の名||湖
 南・広東等。三個所の内の二個所)・白役(諸官署にある定員以外の小

役人Ⅱ△福惠全書Ⅴ)・白猿曆(黄帝以下の曆Ⅱ呉)・白蟻(白い手長
 猿Ⅱ楚王)・白下(城の名Ⅱ江蘇省江寧県)・白荷(白い蓮の花Ⅱ呉錫
 麒)・白蝦浦(地名Ⅱ福建省閩県)・白河口(沢地の名Ⅱ湖北省竹山県)
 ・白蟹(白い蟹Ⅱ△建寧県志Ⅴ)・白耗(むだべりⅡ△福惠全書Ⅴ)・
 白鶴(白い鶴Ⅱ△呉越春秋Ⅴ)・白鶴江(川の名Ⅱ江蘇省青浦県。鎮の
 名Ⅱ同)・白鶴観(観の名Ⅱ江西省星子県)・白鶴溪(川の名Ⅱ江蘇省金
 壇・丹陽県。二個所の内の一個所)・白鶴山(山名Ⅱ湖南省岳陽県・浙江
 省呉興県・福建省寧徳県・四個所の内の三個所)・白鶴泉(泉の名Ⅱ湖
 南省長沙県)・白鶴峯(地名Ⅱ安徽省桐城県・広東省恵陽県)・白岳
 (山名Ⅱ安徽省寧県)・白鴿票(とみくじⅡ△広東新語Ⅴ)・白汗(白
 い玉のやうなあせⅡ△戦国・楚策Ⅴ)・白翰(鳥の名Ⅱ閩越王)・白鷗
 (同前)・白鷗(同前)・白巖山(山名Ⅱ山西省黎城県・浙江省瑞安県・
 福建省尤溪県。四個所の内の三個所)・白鳩(鳥の名Ⅱ△呉志Ⅴ)・白
 鳩篇(楽府、舞曲歌辞、晋の払舞歌辞の名Ⅱ呉人・孫皓)・白牛(白い
 牛Ⅱ越王勾踐)・白及(番草の名Ⅱ越山)・白給(番草の名Ⅱ白及)・
 白薑(乾薑の異名Ⅱ江西)・白蠟(偽り欺き取る金Ⅱ△福惠全書Ⅴ)・
 白駒場(地名Ⅱ江蘇省興化県)・白花(南部産の酒の名)・白華山(山
 名Ⅱ浙江省定海県)・白契(印をせぬ白紙△福惠全書Ⅴ)・白頸(白い
 くびⅡ楚国)・白教(Ⅱ白蓮教)・白蛻(白いにじⅡ△楚辞Ⅴ)・白夏
 (白い厚紙Ⅱ△福惠全書Ⅴ)・白麩(白い酒Ⅱ△楚辞Ⅴ)・白犬(芍薬
 の異名Ⅱ中条山)・白犬島(島の名Ⅱ福建省長樂県)・白犬丹雞(越の
 風俗)・白卷(しらかみⅡ△福惠全書Ⅴ)・白莧紫茄(白いまひゆ草と
 紫色の茄子Ⅱ呉興太守)・白虎山(山名Ⅱ広西省の白面山。三個所の内
 の一個所)・白虎峯(山名Ⅱ山西省渾源県)・白虎之神(浙江会稽地方
 風習)・白湖(湖の名Ⅱ安徽省廬江県・福建省莆田県)・白口(城の名Ⅱ
 江西省泰和県)・白公隄(隄Ⅱ浙江省杭県・江蘇省呉県)・白公之乱
 (白公勝の乱)・白狗(白い犬Ⅱ広州刺史)・白狗峽(峽の名Ⅱ湖北省
 秭帰県)・白虹(宝剣の名Ⅱ呉大皇帝)・白鬢(蘇州地方の方言)・肉
 白骨(白骨に肉をつけるⅡ△国語・呉語Ⅴ)・白沙(地名Ⅱ江西省鄱陽
 県。関名Ⅱ浙江省開化県・同樂清県。県名Ⅱ広東省海南島。汛地名Ⅱ広
 東省海豊県・同連山県・広西省馬平県・福建省晋江県・戎の名Ⅱ湖南省
 宜章県・同新化県・福建省閩侯県。二〇個所の内の十五個所)・白沙河
 (川の名Ⅱ潯水)・白沙墟(地名Ⅱ福建省竜巖県・広東省南海県・同台
 山県・同曲江県・同遂溪県・同台浦県・広西省陽朔県)・白沙湖(湖の
 名Ⅱ江西省進賢県。地名Ⅱ広東省海豊県)・白沙口(地名Ⅱ広東省瓊山
 県)・白沙山(山名Ⅱ湖北省京山県・浙江省永嘉県・安徽省鳳陽県)・
 白沙市(地名Ⅱ浙江省鎮海県・湖南省新寧県・広東省英徳県)・白沙洲
 (地名Ⅱ江蘇省儀徴県。州の名Ⅱ湖北省武昌県)・白沙村(地名Ⅱ湖南省耒陽県
 同東安県・広東省新会県・同徐聞県)・白沙隄(提の名Ⅱ浙江省杭県)・
 白沙渡(渡場の名Ⅱ浙江省建徳県。二個所の内の二個所)・白沙洞(洞
 の名Ⅱ句漏山)・白沙鋪(地名Ⅱ湖北省陽新県・同孝感県)・白沙嶺
 (地名Ⅱ江西省修水県・浙江省樂清県)・白菜(野菜の名Ⅱ揚州)・白
 相(南方の遊戯名)・白草溝(地名Ⅱ山西省代県。二個所の内の一個所)
 ・白象(白い象Ⅱ南蛮。鎮の名Ⅱ湖南省永明県)・白山(山名Ⅱ江蘇省
 江寧県・浙江省於潜県・同臨海県。土司の名Ⅱ広西省思恩府。五個所の
 内の四個所)・白粲(米の異名Ⅱ会稽)・白穠(稲名)・白死(むだじ
 にⅡ△福惠全書Ⅴ)・白芷(草の名Ⅱ△楚辞Ⅴ)・白曬(乾燥させた果
 実Ⅱ福州)・白瓷(白色磁器Ⅱ白瓷器)・白瓷器(磁器の一種Ⅱ広州)・
 白州(州名Ⅱ広西省博白県)・白日鬼(かたりⅡ浙江賊)・白日賊(Ⅱ
 白日鬼)・白日撞(ひるとんびⅡ呉)・白日昇天(まひるに天に昇るⅡ
 △紹興府志Ⅴ)・白汁(白い汁Ⅱ楚人)・白社(地名Ⅱ湖北省刑門県。
 二個所の内の一個所)・白章(白い斑紋Ⅱ永州)・白粧(女の化粧Ⅱ

△江岸梨詩▽)・白裳(白い裳△吳越春秋▽)・白城(城の名△江蘇省江寧縣。四個所の内の一個所)・白淨(白く綺麗な△梁簡文帝)・白芍(草の名△芍薬)・白嚼(無駄に食ひつぶす△福惠全書▽)・白雀(白い雀△揭陽山)・白酒(にぎりぎりの類△梁武帝)・白朮(草の名△揚州)・白荒(草の名△牡丹)・白松(幹の白い松△湖北。三個所の内の一個所)・白水(川の名△山西省晋城縣・湖北省襄陽縣。漢名△山西省垣曲縣・安徽省盱眙縣。鎮の名△江西省広昌縣・湖南省祁陽縣・湖南省湘陰縣。他に関の名。一七個所の内の七個所)・白水河(川の名△湖北省恩施縣。二個所の内の一個所)・白水山(山名△浙江省余姚縣・広東省增城縣)・白水郎(あま△嶺南)・白水素女(螺)・白菘(野菜の名△白菜)・白石(県名△浙江省竜游縣。関の名△福建省福安縣・広東省建山縣。九個所の内の三個所)・白石河(川の名△湖北省竹山縣)・白石江(川の名△広西省水福縣。二個所の内の一個所)・白石山(山名△山西省徐溝縣・江蘇省呉縣・安徽省含山縣・浙江省樂清縣・広東省合浦縣・広西省桂平縣。九個所の内の六個所)・白石市(地名△湖南省宜章縣・広東省新会縣)・白石樹(樹木の名△江南)・白石場(製塩場の名△広東省台浦縣)・白石鎮(鎮の名△福建省福安縣・広西省靈川縣。他に城の名。三個所の内の二個所)・白石郎(楽曲の名△吳)・白石墨(地名△江蘇省江寧縣)・白石嶺(山名△広東省樂昌縣。三個所の内の一個所)・白石潭墟(地名△広東省清遠縣)・白雪樓(樓の名△湖北省鐘祥縣城)・白雪陽春(白雪曲と陽春曲。楚の歌曲)・白縹(毛布の別名△交趾)・白塔(しろつち△吳晋本草▽)・白蛇(白い蛇△吳志▽)・白蛇伝(杭州西湖にある雷峯塔の縁起に関する民間説話)・白桃(桃の一種△南京)・白稻(稻の一種)・白鯛(しろあめ△金陵)・白鶉(鳥の名△江東)・白捺(城の名△安徽省寿縣)・白端(純白な石△広東省)

(山名△山西省平定縣・湖北省大冶縣)・白螭(白い神獸△楚辭▽)・白苧(歌曲の名△白紵歌)・白苧詞(楽府の名△白紵歌)・白紵歌(楽府の名△吳)・白紵山(山名△安徽省当塗縣)・白紵舞歌(楽府の名△白紵歌)・白鳩(鳥の名△南海)・白貂(獸の名△南齊書▽)・白土(関の名△湖北省竹谿縣。他に県名。四個所の内の一個所)・白頭翁(鳥の名△吳志▽)・白頭吟(楽府△楚調曲)・白土岡(岡の名△江蘇省江寧縣)・白登(県名△山西省陽高縣)・白登河(川の名△山西省大同縣)・白登山(山名△山西省大同縣)・白頭浪(白波△臨江)・白頭之嘆(白頭吟)・白銅蹄(歌曲の名△梁武帝)・白銅鞮(歌曲の名△襄陽)・白不(江西省景德鎮の瓷器に用いる土△江西省景德鎮)・白波(墨の名△山西省汾城縣)・白馬(県名△安徽省の境。関の名△湖南省桃源縣。城の名△山西省臨汾縣・江蘇省江寧縣。他に寨の名。十一個所の内の四個所)・白馬磯(地名△湖南省臨湘縣)・白馬湖(湖の名△江蘇省宝応縣・湖南省常德縣・浙江省上虞縣)・白馬山(山名△山西省孟県・浙江省宣平縣・湖北省襄陽縣)・同竹山縣・広東省恩平縣、八個所の内の五個所)・白馬汎(緑旗兵駐屯地△江西省新建縣・広東省惠陽縣・広西省藤縣)・白茅街(地名△江西省修水縣)・白茅香(芳草の名△安南)・白茅浦(川の名△江蘇省常熟縣)・白票(受取のない書きつけ△福惠全書▽)・白壁(しらかべ△吳萊、南海古蹟記▽。塞の名△山西省隰縣)・白弁(北方の神△越絶書▽)・白民(国の名△南夷)・白面山(山名△湖北省嘉魚縣・広西省象鼻)・白棉(ねばりづよい紙△福惠全書▽)・白棉連(しらかみ△福惠全書▽)・白門(地名△南京。二個所の内の一個所)・白羊(白い羊△吳。山名△広西省陸川縣)・白羊坳(地名△江西省泰和縣)・白洋石(石の一種△白羊山)・白羊陂(湖水の名△江蘇省)・白洋河(川の名△安徽省泗陽縣)・白楊浦(地名△湖北省武昌縣)・白糧(米糧△蘇・常・湖。五府内の

内の三府内)・白竜(県名)山西省隰県(唐)・浙江省松陽県(五代晋)
)・白竜山(山名)江蘇省江陰県・浙江省呉興県・同雲和県)・白竜洞
 (洞の名)山西省恒山・広西省桂林県)・白竜魚服(呉の喩)・
 白翎(白い羽)〆呉興靈鶴贊)・碧の名)広東省遂溪県)・白翎雀
 (曲の名)楊維禎)・白嶺(寨の名)福建省仙遊県)・白練裙(戯曲の
 名)南京)・白蓮(白蓮教)〆福惠全書)・白蓮会(廬山で行ふ、香
 を焚いて仏を祭る行事)〆江州)・白蓮(宗教的秘結社の一)〆蘇州)・
 白蓮社(念仏修行の僧俗の結社)〆廬山)・白蓮宗(白蓮社)・白蘘(菓
 草の一種)〆江淮)・白蘘(〆白斂)・白鯁(たなごの一種)〆江陰県)・
 白露(しらつゆ)〆楚辞)・茶の一種)〆湖南)・白露降百草(秋の深
 いこと)〆楚辞)・白露縷(白帽)〆江東人)・白鷺洲(洲の名)〆江蘇
 省江寧県)〆江西省吉安県)・三個所の内の二個所)・白鹿磯(地名)〆湖北
 省鄂城県)・白鹿山(山名)〆湖南省益陽県)・三個所の内の一個所)・白
 鹿洞(洞の名)〆江西省星子県)〆福建省思明県)・白鹿随車轂(采転の瑞
 兆)〆淮陰太守)・白鹿洞書院(白鹿洞に置かれた書院)・白鹿洞書院学
 規(白鹿洞書院の学規)・白鸚鵡(白い鸚鵡)〆嶺南)・白鸚鵡(白色の
 鸚鵡)〆嶺南)〆油灰(しっくい)〆福惠全書)・白縁子(果実の名)〆
 交趾)・白雅特(城名)〆広東省広州)・白鵝潭(潭の名)〆広東省城)・
 白江水(川の名)〆湖南省祁陽県)・白高麗(白磁器)〆福建省徳化県)・
 白額虎(猛獣の名)〆南山)・白澗山(山名)〆山西省陽城県)・白関紙
 (紙の名)〆福建省関山地方)・白関鋪(地名)〆湖南省湘潭県)・白徑嶺
 (山名)〆山西省解県)・白霓裳(白い虹の裳)〆楚辞)・白蜺江(江
 の名)〆江蘇省呉江県)・白蜺塘(白蜺の産地)〆広東省番禺県)・白澗山
 (山名)〆湖北省鄂城県)・白麗裘(白麗の皮で作った裘)〆呉書)〆白
 功草(草の名)〆呉)・白克路(地名)〆上海)・白菟弱(菟弱の一種)〆江南)〆中)
 ・白際山(山名)〆安徽省休寧県)・白舍鋪(地名)〆江西省南豊県)・白

賞節(蘇州の行事)・白刀魚(たちうを)〆八閩通志)・白撞雨(日
 照りに降る粒の大きい雨)・白癩髓(白いかはうその骨髓)〆八拾遺記)・
 白塔河(川の名)〆江西省余江県)・白塔山(山名)〆浙江省海塩県)・福
 建省建安県)・三個所の内の二個所)・白澄漿(蝮虫児を入れる容器の一
 種)〆燕京歲時記)・白泥水(川の名)〆広東省花県)・白廟墟(地名)〆
 広東省新会県)・同清遠県)・白霧隘(地名)〆湖南省溆浦県)・白螺山
 (山名)〆湖北省塩利県)・白羅衫(戯曲の名)〆蘭谿の知県)・白鰲
 (病後などの血色の少しく生白い形容)〆越語)〆越人)・白獅子石(石の
 一種)〆江東人)・白茶赤火(兵の盛なこと)〆呉王の中軍)。
 これらを見ても、「白」字文字の江南から南方への広がり、特定文
 字の多さが分かる。

- 註
- 一、十三経注疏『尚書正義』中華書局影印。一九七九年。一四九頁。
 - 二、前掲一注『爾雅注疏』。二六一四・二六一七頁。
 - 三、国学基本叢書、王雲五主編・劉安撰・劉文典集解『淮南鴻烈集解』台
 湾商務印書館印行。中華民國六十七年。
 - 四、前掲一注『春秋左氏伝』。二〇三二頁。
 - 五、漢・司馬遷、宋・裴駰集解、唐・司馬貞索隱、唐・張守節正義『史記』
 中華書局。二一三頁・二一六頁。
 - 六、辞海編輯委員会『辞海上』『雲夢』上海辞書出版社。一九七九年。一
 〇八五―一六頁。
 - 七、譚其驥主編『中国歴史地図集(原始社会・夏・商・西周・春秋・戦国
 時期)』地図出版社出版。一九八二年。四五―四六頁。
 - 八、全釈漢文大系6・竹内照夫『春秋左氏伝下』集英社。昭和五十年。七
 四頁。
 - 九、前掲一注・一四八頁。
 - 一〇、前掲一注『周礼注疏』。八六二頁。
 - 一一、前掲六注・『揚州』一五二八頁。

- 三、青山定雄編『読史方輿紀要素索引中国歴代地名要覧』省心書房。昭和四十九年。五二二頁。
 - 三、前掲一二注・一四九頁。
 - 四、前掲一二注・一四一頁。
 - 五、東洋大学アジア・アフリカ文化研究所『研究年報』第二二号。一九八六年。七八―九頁。
 - 六、前掲六注・七三頁。
 - 七、『中華人民共和国分省地図集』「河南省」地図出版社。一九七四年。六九―七〇頁。
 - 八、前掲一七注・「浙江省」。五三一―四頁。
 - 九、前掲一七注・「江西省」。五七一―八頁。
 - 一〇、前掲二注・二六一―七頁。
 - 一一、前掲一二注・八〇頁。前掲一七注・「湖南省」。七七―八頁。
 - 一二、前掲一二注・一〇四頁。前掲一七注・「湖北省」。七三―四頁。
 - 一三、前掲一二注・一九四頁。前掲二一注。
 - 一四、地域を特定する為に、淮河以南とする。
 - 一五、地域を特定する為に、湖北省の北緯三一度以南とする。
 - 一六、地域を特定する為に、湖南省の北緯二八度三〇分以北とする。
 - 一七、地域を特定する為に、江西省の北緯二九度以北とする。
 - 一八、地域を特定する為に、浙江省の北緯二九度以北とする。
 - 一九、前掲六注・『辞海中』。二〇三―四頁。
 - 二〇、前掲一七注。
 - 二一、前掲二二注。
 - 二二、前掲一八注。
 - 二三、前掲一九注。
 - 二四、前掲二二注。
 - 二五、前掲注一七にあげた『中華人民共和国分省地図集』による。
 - 二六、鳥越憲三郎『原弥生人の渡来』角川書店、昭和五十七年。八七頁。
 - 二七、諸橋轍次著『大漢和辞典』巻八。大修館。昭和三十五年。一―四六頁。
- 尚、人名については、出身地の特定等は先祖の移住等を考慮するとはと

んど不可能と思われるので除外した。

人名の区分は以下の通りである。*印は人名以外との重複。

姓名(白乙丙・白英・白楹・白瑩・白悦・白鉞・白昂・白漢・白奇・白起・白輝・白華*・白鳩郎・白光*・白濱・白圭* 二人・白公・白公勝・白沙先生・白生・白整・白範・白補・白樸・白瑜 二人・白鎔・白竜氏・白頤王・白或如・白允謙・白雲上・白雲齋・白永盛・白瑤設・白日可・白延遇・白行簡・白行順・白孝德・白季庚・白居易・白金鑾・白広思・白煥彩・白啓常・白景亮・白慧元・白頸鴨・白元光・白彦敬・白再榮・白志貞・白思謙・白思明・白時中・白守素・白準泰・白如梅・白鐘山・白色純・白仁甫・白精忠・白乃貞・白重贊・白天民・白登明・白南金・白敏中・白文珂・白文選・白奉進・白夢鼎・白履忠・白良輔・白爾赫図)

字号(白菴・白雲 三人・白雲翁・白雲子 二人・白雲隱居・白雲外史・白雲山人 三人・白雲齋子・白雲先生 五人・白雲道人 三人・白雲片鶴・白雲老人・白曜・白厓・白毫菴道者・白鶴山人・白岳山人・白岳仙人・白学先生・白广・白岸・白巖・白巖山人・白義* 白牛生・白牛居士 二人・白牛牧人・白玉壺・白禾 白華・白華山人・白圭樹・白橋・白元・白湖* 白湖小隱* 白公・白谷・白沙 二人・白沙子・白沙道人・白齋・白室・白菴・白臣・白水山人・白石 四人・白石翁・白石山人・白石山樵・白石道人・白石山衲子・白雲山人・白泉・白村・白沢* 白仲・白亭村桑者・白鉄道人・白東・白禿* 白舫・白眉* 白眉生* 白浦・白峯 二人・白峯老人・白民* 二人・白門・白門逋客・白也・白洋・白洋山樵・白洋散人・白陽居士・山陽山人・白榆・白梁* 白蓮居士・白露山人・白鹿生・白塔山人・白黃子・白聚夫・白岳山人 三人・白岳山樵・白鶴山人・白樓過客・白樓居士・白奮山人。尚、白鶴山人は昭和三十五年発行の完成記念号本には掲載されているが、昭和六十一年七月一日発行の修訂版第六刷本には掲載されていない)。

室名(白雲閣・白雲草堂 二人・白雲草廬・白雲山房 二人・白雲茅屋・白燕樓 二人・白鶴園・白鶴樓・白鶴山房・白華館・白華莊・白華堂 二人・白華樓・白華絳樹閣・白松閣・白石軒・白石山房 二人・白雪堂 二人・白雪樓* 白雪山房・白蘇齋・白田草堂・白茅堂・白榆堂・

白鹿堂・白香亭・白茆堂・白隄花隱・白沢山房)。
 通称(白雲先生・白喜・白公・白叟*・白墮・白丹*・白馬生・白馬將軍)二人・白眉中使・白旻・白傳・白補・白面・白老・白鸚鵡・白香山・白奘彩・白二十二郎)。
 称号(白雲先生)二人・白水先生・白石先生*・白雲樓・白茆堂)。
 複姓(白侯・白象・白狄・白南・白馬・白冥・白揚提・白鸞・白乙)。
 綽号(白鬚公・白兔御史・白馬三郎・白臘明經)。
 小字(白象・白頭)
 別字(白衣)
 原名(白象)
 贈号(白雲先生)
 尊号(白雲先生)
 一名(白冥)
 自号(白衣卿相)
 仮託(白学)
 俗名(白学)
 称(白眼相公)
 改姓前の名(白玉蟾)
 姫(白公勝妻)
 王号(白馬王)
 日本人(白雲館・白雲洞*・白雲居士・白雲山人・白雲散人・白蛾・白休・白圭・白山・白山園・白洲・白石・白馬山人・白賁・白蓮居士・白鹿・白囊)。
 朝鮮人(白頭王・白光勲・白仁傑)
 欧米人及び欧米事項(白宮・白齊天)

九、『本草綱目』記載の「白」字動植物名

次に、『本草綱目』に記載されている動植物名につき、先の地名と同様の考証を行い、「江南」の白字概念を補強したい。

その為に、『本草綱目』記載の動植物名を取り上げる。

動植物名及びその産出省を区分する為に、『本草綱目』記載の白の付く文字の各部別産出省別一覧」が表XIIであり、さらに各省別にしたのが、表XIIIの「『本草綱目』記載の白の付く文字の各省別一覧」である。そして、各省別の割合を一覧にしたものが、表XIVの「『本草綱目』記載の白の付く文字の各省別数・割合一覧」である。

今、『本草綱目』記載の動植物名が全国的にどう分布しているかを調査する。「本草綱目」編纂時は今日とは面積が異なるので、まず今日の各省別の面積一覧を作成した。表XVの「現代の中国面積」である。

『本草綱目』編集時代、国土の面積に変遷はあるが、現在の内蒙古自治区四・二九%、吉林省三・一一%、黒竜江省七・六二%、台湾〇・三九%、青海省七・七二%、新疆维吾尔自治区一七・一七%、西藏自治区二・八七%が行政範囲に入らなかったとする。この場合、全土は今日の四六・八三%(四、三六四、六〇〇平方キロメートル)となる。

この率を「江南」各省に自動的に当てはめると、江蘇省二・二九%、安徽省二・九八%、河南省三・六七%、湖北省四・一二%、浙江省二・二九%、江西省三・六七%、湖南省四・八一%となる。

さらに、現代の全省の各面積・割合及び『本草綱目』編纂時代の各省の面積・割合を一覧にしたのが、表XVIの「現代及び『本草綱目』編纂時代の中国各省面積・割合と白字数・割合」である。さらに、「江南」関七省の『本草綱目』編纂時代の面積・白の付く文字等を一覧にしたものが表XVIIの「『本草綱目』編纂時代の江南関係七省の各省面積と白字数・割

XII 『本草綱目』記載の「白」の付く文字の各部別・産出省別一覧

	名 称	産 出 省		名 称	産 出 省
土部	白 聖 白 善 白 蟻 白 瓷 白 罈 白 泥	邯鄲=河北 広東、荊州=湖北 地記載無 河北、江西 地記載無	草部	白篤耨 <small>(一名篤耨香)</small> 真蠟 葱白藜蘆 <small>(一名鹿葱)</small> 均州=湖北、河東=山西・河北・山東 陝西、青州=山東、吳中=江蘇	
	金石部	白玉髓 特定不可能 白石英 陝西・山東		谷部	白 豆 浙東=浙江東部
草部	白 青 白 洋 白 水 白 中 白 頭 白 翁 白 及	江西 広西 地記載無 河南 山東、江淮=江蘇・安徽、河陝=山西・陝西、漢黔=陝西。	菜部	白 菜 燕趙=河北北部・山西西部、遼陽=山西、揚州=江蘇・安徽・江西・浙江・福建 白芥子 <small>(如白梁米)</small> 西戎 白 芥 胡・戎、太原=山西、河東=山西・河北・山東 白 花 菜 地記載無 白 苣 地記載無 翻 白 草 楚=湖北・湖南、淮=安徽・江蘇	
	白鮮 <small>(白鮮皮)</small> 河北、山東 白 茅 楊子江下流域=安徽・浙江・江蘇とする。		果部	紅白蓮花 胡人西国 白楊梅 <small>(一名聖僧)</small> 江南=江蘇・安徽・江西他 白 綠 子 交趾	
	白 微 山東、陝西、安徽、江蘇、山西 白 前 近道=楊子江沿岸 白 芷 河東=山西・河北・山東、吳地方=江蘇		木部	白 楊 永=湖南、耀=陝西 白 棘 雍州=陝西・甘肅 蕤核 <small>(白桜)</small> 河南、巴西=四川、江蘇、雍州=陝西・甘肅、河東=山西・河北・山東、并州=山西 白 檀 海南=広東・広西、江淮=江蘇・安徽 白 旃 檀 河朔=黄河の北、広東・雲南、嶺南=広東・広西 西南の諸番西国	
	白 豆 薏 広東、広西 白 茅 香 安南、広南<嶺南道>=広東・広西		虫部	蟲 白 蠟 四川、湖広=湖北・湖南、滇南=雲南、閩嶺=閩福建・嶺広東 広西、吳越=長江以南の江蘇・浙江、川=四川省、滇=雲南、衡=湖南南部、永=湖南 白 蟻 地記載無 白 花 蛇 南地=湖南、蜀郡=四川、黔中・四川 蘄州=湖北、鄧州=河南、江南・揚子江・以南・江蘇・安徽・江西、興国州=湖北	
	白 蒿 河北 白 草 湖北 白 附 子 蜀郡=四川、涼州=甘肅以西 白 斂 湖南、江蘇、安徽、湖北、河南 陝西、山東		鱗部	白 魚 江湖	
	白 葉 子 甘肅、四川、湖北、浙江 白 兔 藿 <small>(一名白葛)</small> 湖北 白 花 藤 嶺南=広東・広西、交州=広西 広州=広東		禽部	白 鵬 <small>(白鷺か)</small> 江南=揚子江以南・江蘇・安徽・江西。 白 鸚 鵡 西洋=西方の大海、南番=南方の領域、又、南方の藩屏	
	白 英 四川 白 昌 地記載無 白 竜 鬚 地記載無 白背・白辛・白女腸・白扇根・黄白支・地記載無				
	白 筵 草 地記載無 白 羶・又白羊鮮・又白鮮：河北、山東、山西、江蘇、安徽、潤州=江蘇 白 甘 遂 山東、山西、河南、陝西、交州=甘肅、江淮=江蘇、安徽 白 功 草 安徽、江蘇、浙江、河南、終南山=陝西				
	※吳地方の呼び名。他地方は長孫・海孫。 白 蒺 藜 陝西 白 蒺 藜 <small>(一名鬼芋)</small> 江南の吳中=江蘇、施州=湖北、閩中=福建 白 裏 荷 <small>(一名覆苴)</small> 淮南=淮河以南長江との中間の地、荆襄=湖北、江湖=江西・湖南				

	名 称	産 出 省		名 称	産 出 省
禽部	白鳩鳥 白雀 白丁香	地記載無 ※スズメなどの雄鳥の糞便	石部	白余糧 (一名禹余糧)	広西、広西、山東、安徽、瑶族の居住地=両広<広東・広西>湖南、道州=隋河南・唐湖南、永州=湖南、沂州=山東、広西
	白蟾蛤 ※白蟾蜍の誤り	地記載無			浙江・安徽、沢州=山西、潞州=山西。
人部	白雄鷄 白鷓鴣	地記載無 澧州=湖北	部	白礬石	陝西、湖北、江蘇、山東、湖東(湘東か?)=湖南、漢川=漢中<陝西>、川蜀=四川、交州=甘肅、梁州=陝西、階州=甘肅、甘肅、江西
	溺白堊	地記載無		白石羊 白獅子石	山東 江東=揚子江下流の南岸→江蘇・安徽・浙江 ※白虎病(江東地方の歴節風)に効く。
石部	白竜粉 白滑石	地記載無 河南・泰山=山東、長白山・掖北=山東、湘州=湖南・広東・			

※表の作成に当たっては、監修並校注・白井光太郎『新註校定 国訳本草綱目』春陽堂蔵版 昭和48年を併せ参照した。

XIII 『本草綱目』記載の白の付く文字の各省別一覧

*印 2省以上の地名が記されているもの。

省	名 称	
遼寧	*白滑石(長白山)	
河北	白堊(邯鄲)・*白瓷器・白鮮=白鮮皮・白芷(河東)・白蒿・*白羶=白羊鮮=白鮮 葱白藜蘆=鹿葱(河東)・*白菜(燕趙)・*白芥(河東)・*蕤核=白桜(河東)・*白檀(河朔)	11
山西	*白及(河陝)・*白微・*白芷(河東)・*白羶=白羊鮮=白鮮・*白甘遂・葱白藜蘆=鹿葱(河東)・*白采(燕趙・遼陽)・*白芥(太原・河東)・蕤核=白桜(河東・并州)・白余糧・禹余糧(沢州・潞州)	10
陝西	*白石英・*白及(河陝・漢黔)・*白微・*白斂・*白甘遂・*白功草(終南山)・白蒺藜・*白傍蕤子・*白楊(耀)・*白棘(雍州)・蕤核=白桜(雍州)・白礬石(梁州・漢中<漢中>)	12
甘肅	*白附子(涼州)・*白朮子・*白甘遂(交州)・白棘(雍州)・*蕤核=白桜(雍州) *白礬石(交州・階州)	6
山東	*白石英・*白及・*白鮮=白鮮皮・*白微・*白芷(河東)・*白斂・白羶=白羊鮮=白鮮・*白甘遂・*葱白藜蘆=鹿葱(河東)・*白傍蕤子(青州)・白芥(河東)・*蕤核=白桜(河東)・白滑石(泰山・掖北・沂州)・*白礬石・白石羊	15
河南	白頭翁・*白斂・*白甘遂・*白功草・*白花蛇(登州)・石桂魚(洛水<合水の誤り>)・白滑石	7

	名	称
江蘇	*白及(江淮)・*白茅・白微・*白芷(吳)・*白斂・*白羶=白羊鮮=白鮮(潤州)・*白甘遂(江淮)・*白功草・*白蒟蒻=鬼芋(江南の吳中)・白蘘荷=覆苴(淮南)・白傍薺子(吳中)・*白菜(揚州)・*翻白草(淮)・*白楊梅=聖僧(江南)・蕤核=白桜・*白檀(江淮)・*蟲白蠟(吳越)・*白花蛇(江南)・白鷗=白鷺(江南)・白礬石・白獅子石(江東)	21
安徽	*白及(江淮)・*白微・*白斂・*白羶=白羊鮮=白鮮・*白甘遂(江淮)・*白功草・*白蘘荷=覆苴・*白菜・*翻白草(淮)・*白楊梅=青僧(江南)・*白檀(江淮)・*白花蛇(江南)・*白鷗=白鷺(江南)・*白滑石・*白余粮=禹余粮・*白獅子石(江東)	16
湖北	*白善(荊州)・三白草・*白斂・*白朮子・百兔藿=白葛・*白蒟蒻=鬼芋(施州)・*白蘘荷(荊襄)・*葱白藜蘆=鹿葱(均州)・*翻白草(楚)・*蟲白蠟(湖広)・*白花蛇(蘄州・興国州)・白鷗鷓(澧州)・*白礬石	13
四川	*白附子(蜀郡)・*白朮子・白英・蕤核=白桜(巴西)・蟲白蠟(川)・白花蛇(蜀郡・黔中)・*白礬石(川蜀)	7
浙江	*白朮子・*白功草・白豆(浙東)・*白菜・*蟲白蠟(吳越)・*白余粮=禹余粮・*白獅子石	7
江西	白瓷器・白青・*白蘘荷(江湖)・*白菜(揚州)・*白楊梅=聖僧(江南)・白花蛇(江南)・*白鷗=白鷺・*白礬石(階州)	
湖南	*白斂・白蘘荷=覆苴(江湖)・翻白草(楚)・白楊(永)・*蟲白蠟(湖広・衡・永)・*白花蛇(南地)・*白滑石(湘州・獠族居住地<両広>・道州・永州・湖東<湘東か?>)	7
福建	*白蒟蒻=鬼芋(閩中)・*白菜・*蟲白蠟(閩嶺)	3
広東	*白善・*白豆蔻・*白茅香(広南<嶺南道>)・*白花藤(嶺南・広州)・*白檀(海南・嶺南)・*蟲白蠟(閩嶺)・*白滑石(湘州・獠族居住地<両広>)	7
広西	白洋石・*白豆蔻・*白茅香(広南<嶺南道>)・*白花藤(嶺南・交州)・*白檀(海南・嶺南)・*蟲白蠟(閩嶺)・*白滑石(湘州・獠族居住地<両広>・沂州)	7
雲南	*白檀・蟲白蠟(滇南・滇)	

※前掲・『国訳本草綱目』参照。

XIV 『本草綱目』記載の白の付く文字の各省別「数・割合」一覧

省名	その省のみ	省の重複	計	省 / 161 × 100 (%)
遼寧	0	1	1	0.62 %
河北	4	7	11	6.83
山西	1	9	10	6.21
陝西	1	11	12	7.45
甘肅	1	5	6	3.73
山東	1	14	15	9.32
河南	1	6	7	4.35
江蘇	5	16	21	13.04
安徽	0	16	16	9.94
湖北	3	10	13	8.07
四川	1	6	7	4.35
浙江	1	7	8	4.97
江西	2	6	8	4.97
湖南	2	5	7	4.35
福建	0	3	3	1.86
広東	0	7	7	4.35
広西	1	6	7	4.35
雲南	0	2	2	1.24
計	24	137	161 (A)	100 %

○ 産出省の記載のないもの

白蟻泥・白鱧泥・白玉髓・水中白石・白昌・
 白竜鬚・白花菜・白苜・白蟻・白頬鳥・白雀・
 白丁香・白蟾蛤（白蟾蜍の誤り）・白雄鶏・
 溺白蛭・白竜粉

○ 中国以外のもの

白芥子=白梁米（西戎）・紅白蓮花（胡人=西国）
 白緑子（交趾）・白旃檀（西南の諸番西国）
 白鸚鵡（西洋・南番）

○ 産地を特定しないもの

白魚（江湖）

※前掲・『国訳本草綱目』参照。

産出省の記載なし	16
中国以外	5
一般名（江湖）	1
	22 (B)

A + B	183
-------	-----

$$\frac{A}{A+B} \times 10 = 87.98 \%$$

$$\frac{B}{A+B} \times 10 = 12.02 \%$$

XV 現代の中国面積

世界地図集 地図出版社 1978年5月

省名	简称	面積 km ²				省名	简称	面積 km ²			
		小計	%	計	%			小計	%	計	%
北京市	京	17,800	0.19			四川省	川・蜀	560,000	6.01		
天津市	津	11,000	0.12			貴州省	黔・貴	170,000	1.82		
河北省	冀	190,000	2.04			雲南省	滇・雲	380,000	4.08	中国西南部(除西藏) 1,770,000	
山西省	晋	150,000	1.61			西藏自治区	藏	1,200,000	12.87	中国西南部計 2,970,000	31.86 (100)
内蒙古自治区	内 蒙 古	400,000	4.29			○全面積 9,320,600km ² ○北京・天津・上海。台湾・新疆・西藏を除く。 6,450,000km ² %計算は $\frac{x}{9,320,600} \times 100$					
遼寧省	遼	230,000	2.47								
吉林省	吉	290,000	3.11								
黒竜江省	黒	710,000	7.62	中国東北部計 (除北京・天津) 1,970,000	21.45						
上海市	滬	5,800	0.06								
江蘇省	蘇	100,000	1.07								
山東省	魯	150,000	1.61								
浙江省	浙	100,000	1.07								
安徽省	皖	130,000	1.39								
江西省	贛	160,000	1.72								
福建省	閩	120,000	1.29	中国東南部 (除上海・台湾) 760,000							
台湾省	台	36,000	0.39	中国東南部計 801,800	8.6 (30.05)						
陝西省	秦	190,000	2.04								
甘肅省	隴	530,000	5.69								
寧夏回族自治区	寧	170,000	1.82								
青海省	青	720,000	7.72								
河南省	豫	160,000	1.72								
湖北省	鄂	180,000	1.93	中国西北部 (除新疆) 1,950,000							
新疆維吾自治区	新	1,600,000	17.17	中国西北部計 3,550,000	38.09 (68.14)						
湖南省	湘	210,000	2.25								
広東省	粵	220,000	2.36								
広西壮族自治区	桂	230,000	2.47								

XVI 現代及び『本草綱目』編纂時代の中国各省面積・割合と白字数・割合

(前掲・Ⅺ及びⅩⅤによる)

省名	現 代		『本草綱目』編纂時					
	面積 (km ²)	%	面積 (km ²)	%	「白」の付く字			%
					その省のみ	省の重複	計	
北京市	17,800	0.19	17,800	0.41	—	—	—	—
天津市	11,000	0.12	11,000	0.25	—	—	—	—
河北省	190,000	2.04	190,000	4.35	4	7	11	6.83
山西省	150,000	1.11	150,000	3.44	1	9	10	6.21
内蒙古自治区	400,000	4.29	—	—	—	—	—	—
遼寧省	230,000	2.47	230,000	5.27	0	1	1	0.62
吉林省	290,000	3.11	—	—	—	—	—	—
黒龍江省	710,000	7.62	—	—	—	—	—	—
上海市	5,800	0.06	5,800	0.13	—	—	—	—
江蘇省	100,000	1.07	100,000	2.29	5	16	21	13.04
山東省	150,000	1.61	150,000	3.44	1	14	15	9.32
浙江省	100,000	1.07	100,000	2.29	1	7	8	4.97
安徽省	130,000	1.39	130,000	2.98	0	16	16	9.94
江西省	160,000	1.72	160,000	3.67	2	6	8	4.97
福建省	120,000	1.29	120,000	2.75	0	3	3	1.86
台湾省	36,000	0.39	—	—	—	—	—	—
陝西省	190,000	2.04	190,000	4.35	1	11	12	7.45
甘肅省	530,000	5.69	530,000	12.14	1	5	6	3.73
寧夏回族自治区	170,000	1.82	170,000	3.89	—	—	—	—
青海省	720,000	7.72	—	—	—	—	—	—
河南省	160,000	1.72	160,000	3.67	1	6	7	4.35
湖北省	180,000	1.93	180,000	4.12	3	10	13	8.07
新疆維吾自治区	1,600,000	17.17	—	—	—	—	—	—
湖南省	210,000	2.25	210,000	4.81	2	5	7	4.35
広東省	220,000	2.36	220,000	5.04	0	7	7	4.35
広西壮族自治区	230,000	2.47	230,000	5.27	1	6	7	4.35
四川省	560,000	6.01	560,000	12.83	1	6	7	4.35
貴州省	170,000	1.82	170,000	3.89	—	—	—	—
雲南省	380,000	4.08	380,000	8.71	0	2	2	1.24
西蔵自治区	1,200,000	12.87	—	—	—	—	—	—
計	9,320,600	100	4,364,600	100	24	137	161	100

XVII 『本草綱目』編纂時代の「江南」関係七省の各省面積と「白」字数・割合

省名	面積			「白」の付く文字				
	km ²	%	順位	その省のみ	省の重複	計	%	順位
江蘇	10万	2.29	19	5	16	21	13.04	1
安徽	13万	2.98	17	0	16	16	9.94	2
河南	16万	3.67	13	1	6	7	4.35	10
湖北	18万	4.12	10	3	10	13	8.07	4
浙江	10万	2.29	19	1	7	8	4.97	8
江西	16万	3.67	13	2	6	8	4.97	8
湖南	21万	4.81	7	2	5	7	4.35	10
その他	332.46万	76.17	—	10	71	81	50.31	
計	436.46万	100	—	24	137	161	100	—

合」である。

これ等の表を見ても分かる通り、面積に比べて「江南」関係七省に相当数の「白」文字が頻出する。

以上、中国全土の地名及び『本草綱目』記載の動植物名等から「白」字の付く文字が、江南方面の概念に適合することを論じた。

周王朝時代、「白雉」が「越裳」より献じられたという記事は、事実に基づいていた、として、この項の結論とする。

- 脚 一、明・李時珍著『本草綱目』人民衛生出版社。一九八二年。四二五―二九七〇頁。各別の頁数は以下の通り。土部四二五―五三三・金石部四五九―五二四・石部五二七―六八五・草部六九一―一四一七・谷部一四三五―一五七〇・菜部一五七五―一七二三・果部一七二七―一九一〇・木部一九一三―二二七六・服器部二一八一―二二二四・虫部二二一七―二二七二・鱗部二二七五―二四八七・介部二四九一―二五五四・禽部二五五七―二六八二・獸部二六八五―二九二四・人部二九二七―二九七〇。
- 二、『世界地図集』地図出版社編成出版・新華書店北京発行所発行。一九七八年。

一〇、越裳の地理的概念・序

周の成王の時代、白雉を朝貢して来たという「越裳」の地理上の特定が可能かどうか、論を進めてみたい。

管見ながら、「越裳の地理」を記した書とその内容にふれる。

『尚書大伝』交趾之南有越裳国。

『漢書』顔師古注、越裳、南方遠国也。

『後漢書』交趾之南有越裳国。

『梁書』林邑国者、本漢日南郡象林县、古越裳之界也。

『通典』驩州、古越裳氏国重九沢者也、秦属象郡、二漢属九真郡。林邑国秦象郡林邑県地、漢为象林県、属日南郡、古越裳之界也、在交阯南、海行三千里。

『元和郡県図志』越裳県、(略)因越裳国、以为名也、属九德郡、武徳初属智州、後属驩州。

『太平御覧』今之九德、則古之越裳也。

『旧唐書』驩州、(略)九德、州所治古越裳氏国、秦開百越、此为象郡。

『冊府元龜』古越裳之界也、在交州南海行三千里、北連九真、秦時故林邑県、漢象林県。

他に、青山定雄氏は「越裳氏国。上代安南古驩州附近ニアリシ国」とし、諸橋轍次氏は「古の国名。安南南部にあり」とし、『中国古今地名大辞典』は「越裳県」の項目を説明して、「古越裳国、(略)三国呉置越裳県、唐为越裳県、後廢、在今安南」とし、『中国歴史地名大辞典』には「県名。唐改越裳置、属嶺南道驩州。今在安南国境」とある。

地域を特定しているのは『後漢書』以下であるが、各書が掲げている「交阯」につき論考する。

- 一、四部叢刊経部所収『尚書大伝』卷四・金縢。上海商務印書館。
- 二、漢蘭台令史・班固撰、唐秘書少監・顔師古注『漢書』卷一二・平定紀。中華書局。一九七五年。三四九頁。
- 三、宋・范曄撰、唐・李賢等注『後漢書』卷八六・南蛮伝、中華書局。一九七三年。二八三五頁。
- 四、唐・姚思廉撰『梁書』卷五四・諸夷伝海南。中華書局。一九七三年。七八四頁。
- 五、唐・杜佑撰、影印者・洪浩培、国学基本叢書『通典』卷一八四・州郡、驩州。新興書局。中華民國五十五年。典九八三頁。同書卷一八八。

辺防、南蛮・林邑。典一〇〇七頁。

六、中国古代地理総志叢刊、唐・李吉甫撰、賀次君点校『元和郡県図志』

卷三八・嶺南道、驩州・越裳県。中華書局。一九八三年。九六一頁。

七、宋・李昉等奉勅撰『太平御覧(四)』卷九一七・羽族部、白雉。中文出版社。四〇六八頁。

八、後晋・劉昫等撰『旧唐書』卷四一・地理志、嶺南道・安南府。中華書局。一九七五年。一七五四―五頁。

九、北宋・王欽若等編『冊府元龜』卷九五七・外臣部、国邑。中華書局。一九八二年。一一二五九頁。

一〇、青山定雄編『読史方輿紀要索引・中国歴代地名要覧』省心書房。昭和四十九年。七一七頁。

一一、諸橋轍次著『大漢和辞典』卷十・「越裳」大修館書店。昭和三十五年。八四八頁。

一二、臧勵蘇等編『中国古今地名大辞典』「越裳」。中華民国六十一年。商務印書館發行。九四七頁。

一三、原著・劉鈞仁『中国歴史地名大辞典』第四卷「越裳」。凌雲書房。一九八〇年。西五四頁。

一一、交阯

「交阯」を記載する主要書として、以下の書を挙げる。

『尚書』虞書・堯典に「申命・羲叔、宅南交、(曰・明都)」。平秩南訛、敬・致、日永、星火、以正・仲夏、厥民因、鳥獸希革」とあり、孫星衍注に「(尚書)大伝説、堯南撫・交阯、史遷宅作・居、鄭康成曰、夏不・言・曰明都三字、摩滅也」とあり、同疏に「南交者、書疏引・書・緯・言、春夏相与交、秋冬相与互、謂・之母成・子、子助・母、疏又云、春尽之日、与・立夏之初、時相交也、東方之南、南方之東、位相交也、四時皆拳・仲月之候、言其不・統・季・孟、於・此言・交、明・四時・皆然、大伝云、中祀・大交、注云、中、仲也、古字通、

春為元、夏為仲、五月南巡狩、仲祭。大交氣於霍山也、南交称

大交、書曰、宅南交也、大伝説、堯南撫交趾者、大戴礼少問

篇云、昔虞舜以天德嗣堯、朔方幽都來服、南撫交趾、出入日月、

莫不率俾、墨子節用篇云、昔者堯治天下、南撫交趾、北

降幽都、東西至日所出入、莫不賓服、似俱用此經

文、為説、史記索隱云、東嶠夷、西昧谷、北幽都、三方皆言地、而

夏独不言、或古文略舉一字名地、南交則是交趾不疑也、鄭注見

書疏、以日明都三字為摩滅者、未詳其義とある。

『墨子』節用に「古者堯治天下、南撫交趾、北降幽都、東

西至日所出入、莫不賓服」とある。

『韓非子』十過に「由余対曰、臣聞、昔者堯有天下、飯於土簋、

飲於土鋤、其地南至交趾、北至幽都、東西至日月之所出入者、莫不賓服」とある。

交趾を考証する場合、ここに書かれている「明都」を考察する必要がある。尚、『尚書』『韓非子』などに言う「帝堯」は、董作賓によれば西曆前二四世紀である。

一一、明都

明都は『史記』卷二夏本紀に「荆河惟予州、伊・雒・澗既入于

河、榮播既都、道荷沢、被明都、其土壤、下土墳墟、田中上、

賦雜上中、貢漆・絲・紵・紵・紵・紵、其篋織絮、錫貢磬錯、浮於雒、

達於河」とあり、裴松之注に「集解、孔安國曰、荷沢在胡陵、

明都、沢名、在河東北、水流沃覆被之。索隱、荷沢在濟陰定

陶渠東、明都音孟豬、孟豬沢在梁国睢陽渠東北、爾雅・左伝謂

之孟諸、今文亦為然、唯周礼称望諸、皆此地之一名。正義、括

地志云、荷沢在曹州濟陰渠東北九十里定陶城東、今名竜池、亦

名九脚破」とある。

「荷沢」は『尚書』夏書・禹貢に「荆・河惟予州、(略)導荷沢、

被孟豬」とあり、孫星衍疏に「地理志、濟陰郡、禹貢荷沢在定陶

東」とあり、裴注正義に合致する。

「荷沢(『尚書』)」「荷沢(『史記』)」「漢書(一)」「二通りに記さ

れているが、辞海編輯子も「荷沢、古沢名、荷一作荷、在今山東定

陶渠東北」と記している通り、同一個所である。

裴注集解に言う「胡陵」は『漢書』卷二八地理志・山陽郡条に「湖陵、

禹貢、浮于泗・淮、通于河、水在南、莽曰湖陸」とあり、

『後漢書』卷二郡国志・兗州、山陽郡条に「湖陸故湖陵、章帝更名」

とあり、『水経注』卷八濟水篇に「荷水又東過湖陸渠南、東入于

泗水、沢水所鍾也、尚書曰、浮于淮泗、達于荷是也、東

觀漢記曰、蘇茂殺淮陽太守、得其郡營、広桑大司馬吳漢圍茂、

茂將其精兵、突至湖陵、与劉永相会、濟陰山陽、濟兵

於此処也」とある「湖陵(湖陸)」である。故城は現在の山東省魚台

県の東南に当たる。

一方、裴注正義と孫星衍疏に言う「定陶」は現在の山東省定陶県の東北である。

裴注集解の比定による「山東省魚台县」と、裴注正義・孫星衍疏・『漢書』地理志の比定による「同定陶県」とは、直線距離にしてほぼ一〇〇キロメートルほど離れている。

これについて『中国古今地名大辞典』は「荷沢、書尚禹貢、導荷沢、又、濟溢為滎、東出于陶丘北、又東至于荷、蓋濟水所經、至是滯為沢也、在今山東定陶県北、孔伝、荷沢在胡陵、疏、地理志山陽郡有胡陵県、不言其県有荷沢也、又云、荷沢在濟陰定陶県東、後多從之、按荷沢之荷、阮元云、古本尚書作荷史記・漢書引尚書亦作荷、至于於沢之在定陶、胡陵、諸家弁論不一、胡陵之説、許慎本之孔安国、而定陶則本之班固、或又以為在定陶者其沢、在胡陵者其流、則又存調停遷就之見矣」として断定を避けている。

荷沢を「魚台县」とするか、「定陶県」とするかは、「明都」をどこに比定するかも密接に関連するので、以下「明都」を考察する。

尚、『尚書』夏書・禹貢に「荆・河惟予州、(略)導荷沢、被孟猪」の孫星衍疏に「孟猪作明都者、經典猪・都通字、周礼職方作望諸、釈地云、宋有孟諸、地理志作盟猪、孟・明・盟・望・猪・都・諸、俱声相近、古仮借用之」とある。

今、各字の漢音・呉音・上古音・拼音の別を、藤堂氏に従うと表XVIIIの通りとなる。これを見ても分かる通り明・孟・盟・望と都・猪・諸が、それぞれ同音である。

以下音見ながら「明都」関連文献を挙げる。

『尚書』夏書・禹貢に「荆・河惟予州、(略)導荷沢、被孟猪」とあり、孫星衍注に「史遷導作道、孟猪一作明都、一作盟猪」

XVIII 「明都・孟猪・孟諸・明猪・望諸」の漢音・呉音・上古音・拼音の別

(藤堂明保編『学研漢和大事典』学習研究社。昭和56年)

拼音 (北京式ローマ字)	上古音	呉音	漢音	
míng	miǎŋ	ミョウ (ミャウ)	メ イ	明
mèng	miǎŋ	ミョウ (ミャウ) モウ (マウ)	モウ (マウ) ボウ (バウ)	孟
míng méng	miǎŋ	ミョウ (ミャウ)	メ イ	盟
wàng	miǎŋ	モウ (マウ)	ボウ (バウ)	望
dū dōu	tag	ツ	ト	都
zhū	tiǎg	チョ	チョ	猪
zhū	tiǎg	ショ	ショ	諸

とあり、同疏に「地理志、濟陰郡、禹貢荷沢在定陶東、梁国睢陽、禹貢盟諸沢在東北、水経禹貢山水沢地所、在俱同、水経濟水注云、尚書曰、導荷沢、被孟猪、孟猪在睢陽東之東北、闕駟十三州記曰、不言入而言被者、明不常入也、水盛方乃覆被矣、史記正義引括地志云、荷沢在曹州濟陰縣東北九十里、定陶城東、今名竜池、亦名九卿陂、案、定陶、今山東縣、属曹州府、睢陽、今河南商邱縣、自河決徙流、孟諸故迹不可考矣、史公導作道者、周語、為川者、決之使導、注云、導、通也、法言聞道篇云、道也者、通也、是導与道、俱為通也、孟猪作明都者、經典猪・都通字」とある。

「周礼」夏官・職方氏に「正東曰青州、其山鎮曰沂山、其沢藪曰望諸、其川淮・泗、其浸沂・沐、其利浦・魚、其民二男二女、其畜宜雞・狗、其穀宜稻麥」とあり、阮元注に「沂山沂水所出也、在蓋、望諸明都也、在睢陽、（略）明都禹貢作孟猪、今依書讀、睢音綴」とあり、賈公彦疏に「注沂山至為沫、積曰鄭知沂山沂水所出者、沂水出沂山、水乃取名於山、故知沂水出焉、云在蓋者蓋亦縣名、按禹貢、云海岱及淮、惟徐州又云淮・沂、其父注云、淮・沂二水名、地里志沂水出今大山蓋縣、不在青州、者周公以禹貢徐州地為青故也、云望諸明都也者、按禹貢云、道柯沢被明都、彼禹貢無望諸、故從明都、按春秋、宋藪沢有孟諸、明都即宋之孟諸也」とある。

「墨子」兼愛に「古者禹治天下、西為西河・渭寶、以泄浦弦沢之水、北為防・原・孤、注昭余祁・滹沱之寶、泗為底柱、繫為竜門、以利燕・代・胡・貂与西河之民、東為漏之陸・防・孟諸之沢、灑為九澮、以捷東土之水、以利冀州之民、南為江・漢・淮・汝、東流之、注五湖之処、以

利楚・荆・干・越与南夷之民、此言禹之事、吾今行兼矣」とある。

「爾雅」積地に「宋有孟諸、今在梁国睢陽東東北」とあり、郝懿行義疏に「積名云宋送也、地接淮・泗、而東南傾、以為殷後若云、滓穢所存、送使随流東入海也、孟諸者禹貢作孟猪、史記作明都、漢志作盟諸、職方作望諸、鄭注望諸明都也、左伝作孟諸、与爾雅同、諸猪声同孟望、明盟古声近也、元和郡縣志云宋州虞城縣孟諸沢存、縣西北十里、周廻五十里、俗号盟諸沢、晋地理志梁国睢陽、春秋時宋都、漢志故宋国微子所封、禹貢盟諸沢存東北、是郭所本也、睢陽今之歸德府商邱縣也、自宋本以来屢遭河決、藪沢厓岸不可復識」とある。

「史記」卷二・夏本紀に「荆河予州、伊・雒・澗既入于河、祭播既都、道荷沢、被明都」とあり、「道荷沢、被明都」の裴駟集解に「孔安国曰、荷沢在胡陵、明都、沢名、在河東北、水流沃覆被之」とあり、司馬貞素隱に「荷沢在濟陰定陶縣東、明都音孟猪、孟猪沢在梁国睢陽縣東北、爾雅左伝謂之孟諸、今文亦為然、唯周礼称望諸、皆此地之一名」とあり、張守節正義に「括地志云、荷沢在曹州濟陰縣東北九十里定陶城東、今名竜池、亦名九卿波」とある。

「史記」卷八十・樂毅伝に「會燕昭王死、子立為燕惠王、惠王自為太子、時嘗不快於樂毅、（略）於是燕惠王固已疑樂毅、得齊反間、乃使騎劫代將、而召樂毅、樂毅知燕惠王之不善代之、畏誅、遂西降趙、趙封樂毅於觀津、号曰望諸君、尊寵樂毅、以警動於燕・齊」とあり、「望諸君」の司馬貞素隱に「望諸、沢名、在齊、蓋趙有之、故号焉、戰国策望作藍也」とある。

「新序」^六雜事に「楚威王問於宋玉曰、先生其有遺行耶、何士民衆庶不譽之甚也、宋玉對曰、(略)鯨魚朝發、崑崙之墟、暴讐於碣石、暮宿於孟諸、夫尺沢之鯢、豈能與之量、江海之大哉」とあり、「孟諸」の盧元駿注に「古時沢藪名、在今河南省」とある。

『漢書』^元卷二八・地理志に「正東曰青州、其山曰沂、藪曰孟諸」とあり、「孟諸」の顔師古注に「沂山在蓋縣、即沂水所出也、孟諸、即盟豬也」とある。

『水経注』^三卷八・濟水篇に「又東至乘氏縣西、分為二、(略)其一水、東南流者、過乘氏縣南、荷水分濟於定陶東北、(略)荷水又東南逕乘氏縣、故城南、即春秋之乘丘也、故地理風俗記曰、濟陰乘氏縣、故宋乘丘邑也、(略)地理志曰、乘氏縣、泗水東南至睢陵入淮、郡国志曰、乘氏有泗水、此乃荷沢也、尚書有導荷沢之説、自陶丘北、東至於荷無、泗水之文、又曰、導荷沢、被孟豬、孟豬至睢陽縣之東北、闕駟十三州記曰、不言入而言被者、明不常入也、水盛方乃覆被矣、沢水淼漫、俱鍾淮、故志有睢陵入淮之言、以通苞泗名矣、然諸水注泗者、多不止此、可以終歸泗水、便得擅通、称也、或更有泗水、亦可是水之兼、其目所未詳也」とある。

『元和郡県図志』^三卷七・河南道、宋州・虞城縣の条に「孟諸沢、在縣西北十里、周廻五十里、俗号盟諸沢」とあり、「孟諸沢」の賀次君点校に「攷証、程恩沢、引作望諸沢」とある。

『元和郡県図志』^三卷二八・河北道、定州・望都縣の条に「以堯山在北、堯母慶都山在南、登堯山、見都山、故以望都為名」とある。

以上、孟豬・望諸・孟諸・明都などの違いはあるが、前記したように

同音同意であり、同一個所を指す。

現在の河南省商丘市・虞城縣の境界付近に当たる。

今、明都・孟豬・孟諸・望諸などあるのを、以後、表記上「明都」とし、比定地を「河南省商丘市」とする。

ところで、「荷沢」を特定する場合、判断の基となると思われるのは以下の書である。

『尚書』^五夏書・禹貢に「荆・河惟予州、(略)導荷沢、被孟豬」とある。

『墨子』^六兼愛に「東為漏之陸・防・孟諸之沢、灑為九澮以隄東土之水、以利冀州之民」とある。

『史記』^七卷二夏本紀に「荆・河惟予州、(略)道荷沢、被明都」とある。

右記の内、「道」と「導」は『説文』^八にも「道、按當為導字之古文、今移置導下」とあり、同義である。

この「道(導)荷沢、被明都」につき、『水経注』^元卷八・濟水篇に「其一水東南流者、過乘氏縣南(略)尚書有導荷沢之説、自陶丘北、東至於荷無、泗水之文、又曰、導荷沢、被孟豬、孟豬在睢陽縣之東北、闕駟十三州記曰、不言入而言被者、明不常入也、水盛方乃覆被矣、沢水淼漫、俱鍾淮・泗」とある。

又、先記の『墨子』の記事につき、渡辺卓氏は「東方ではその地域の水を陸・防・孟諸の沼沢に導き入れ」と訳されている。又、引用文の「古者禹治天下、西為西河・渭寶、以泄浦弦沢之水、北為防・原・泝、注昭余祁・溲沱寶」の「泄」につき次のように解説されている。

「あふれた(洩・溢)水を外方へ漏らすこと。禹の治水方法については説話の中で二つの方法が語られる。すなわち一は土を積んで水を

ふさぐ方法(埤^{いん})、他は水を流通させる方法(疏)である。前者は古い伝説を記した『楚辞』『山海経』『淮南子』などに見えるが、後者は戦国期の治水技術を反映した『孟子』『莊子』『韓非子』などに見える。本篇のも後者に属し、ここに見える「泄」はもとより、後主する注・灑・鑿・漏・流はいずれも疏系統の技術を示す語である。^三

又、先記『史記』卷二夏本紀の「被明都」の裴駰集解に「孔安国曰、荷沢在^三胡陵、明都、沢名、在^三河東北、水流洑覆^三被之^三ことある。

水経注・渡辺氏の見解・史記等の解説等から「導荷沢、被明都」とは、「荷沢(近傍)で溢れた水を明都まで導いた」という意味であろう。

ところで、周代の地図^四を見ると定陶付近は済水が東西に貫流しているが、特に孟諸沢(明都)までの水路は明示されていない。しかし、同図には現在の様相として戎^五から孟諸沢のすぐ両側まで、河流及び湖泊群の連なりを記している。そして、当時、孟諸沢と連結していた丹水が、その湖泊群と交朔している。

一方、高低差はどうであろうか。付近の海拔からの推測であるが、定陶近辺が二〇〇フィート強、紙坊付近もほぼ同じくらい。商丘付近が一五〇フィートくらいである。^六又、注目されるのは紙坊付近から、かつて孟諸沢のあった、と思われる付近まで、二本の提防(Teraces)が、約五〇キロメートルほどに渡って続き、さらに、一本の提防が東に向って伸びていることである。

現在、二本の提防は全長の約半分が、その間を道路が、東側の提防の東側に河川が流れ、他の半分は提防のみが残っている。当然のことながら、かつて一本の水路が紙坊付近から孟諸沢付近まで延びていたのである。特に南の半分にまったく水流が見られないのは、この施設がかなり古いものであることを推測させる。海拔から見ても紙坊の方が商丘より高いことを考えると、尚書・史記などの記す導水の為の旧施設の名残り

を伝えていると見ることもできるのであるまいか。

問題は、定陶から紙坊付近までの導水方法である。周代には定陶・戎を東西に貫ぬく済水が貫流しているが、^七高低差から見て西から東に流れていたと思われるので、済水の利用は難しい。

一方、現代は定陶から二本の水路が西南に向かって伸び、途中東西に流れる水路と合流・交差し、先記した二本の提防に沿って流れる水路に合流・交差している。内、一本の水路は三〇キロメートルほどの間、二本の提防の間を貫流している。

すなわち、高低差より定陶から西南方への導水が、かつても可能であったことが分かる。

一方、商丘―魚台間はどうであろうか。周代には特に両者を結ぶ水路は見当らない。^八現代では孟諸沢のあった付近から一本の廢黄河(Fei Huang He)が東方に向かって伸び、やがて南下して安河(An He)となり洪沢湖(Hong ze Hu)に流入している。^九

又、北緯三六度・東経一一六度付近で黄河から分かれた大運河(Da Yun He)は、南下して魚台の東側を通っているが、魚台の南方約二〇キロメートル・竜固^四の東で、先記した洪沢湖に流れ込んでいる廢黄河の途中付近に位置する高寨と一本の河川で結んでいる。

そして、魚台の南方約一〇キロメートル・胡寨の東側から、一本の水路が西に伸び豊県(Feng-Xian)を通過して、周寨付近まで来ている。この周寨は先記した廢黄河のすぐ東側に位置する。

先記の二本の水路の内、胡寨から伸びている水路は全長七割くらいが二本の提防によって守られている。又、明らかに東流している。

廢黄河も東流しており、高寨―竜固間の河川も東流しているであろうから、魚台―孟諸沢の連絡は可能であるが、水を魚台から孟諸沢の方向に流すのは不可能である。

以上から、荷沢より明都への導水が可能であることを論じた。この点だけから言えば古代の荷沢は現代の山東省定陶県である。

ところで、『史記』^{四〇}卷二夏本紀の「道_二荷沢_一、被_二明都_一」の裴駟集解に「明都、沢名、在_二河東北_一、水流沃覆_二被_二之_一とある。中華書局評点本はこの河を個有名詞、すなわち「黄河」としている。これは先記した洪沢湖に流入している廢黄河が当時は水をたたえていたものであろう。

「河」がかならずしも黄河の個有名詞とは限らないのは『漢書』^{四一}卷五七・司馬相如伝に「雲夢者、方九百里、其中有_二山焉_一、其山則盤紆崑鬱、隆崇律嶂、岑峯參差、日月蔽虧、交錯糾紛、上干_二青雲_一、罷池陂陲、下屬_二江河_一」とあり、「河」の顏師古注に「文穎曰、南方無河也。冀州凡水大小皆謂_二之河_一」とあり、『後漢書』^{四二}卷八〇・文苑伝、酈炎の条に「陳平救_二里社_一、韓信釣_二河曲_一、終居_二天下幸_一、食_二此万鐘禄_一、德音流千載、功名重_二山岳_一」とあり「河」の李賢等注に「河者、水之總名也」とあるのによつても明らかである。

当時は丹水が孟諸沢を連ぬいて流れており、北西から東南には睢水が流れている。丹水はともかく、汜水から見れば孟諸沢は明らかに（東）北である。

- 四〇 一、漢・司馬遷撰、宋・裴駟集解、唐・司馬貞索隱、唐・張守節正義『史記』中華書局。一九七二年。六一―三頁。
- 四一 二、清・孫星衍撰、陳抗・盛冬鈴点校、十三經清人注疏『尚書今古文注疏』中華書局出版。一九八六年。一九九―七〇頁。
- 四二 三、漢蘭台令史・班固撰、唐秘書少監・顏師古注『漢書』卷二八・地理志、濟陰郡条に「濟陰郡、故梁、景帝中六年別為濟陰國、宣帝甘露二年更名定陶、禹貢荷沢在定陶東、屬兗州」(一五七一頁)とある。
- 四三 四、前掲三注・一五七〇頁。
- 四四 五、晋・司馬彪撰、梁・劉昭注補『後漢書志』中華書局。一九七三年。三四五―五頁。

六、後魏・酈道元撰、清・戴震校『水經注』世界書局印行。中華民國五十八年。一一三頁。

七、臧勵蘇等編『中国古今地名大辞典』中華民國六十一年。商務印書館發行。九一―五頁。

八、辞海編輯委員會、『荷沢』『辞海上』上海辞書出版社。一九七九年。

一三五―六七頁。尚、辞海編輯子は「荷沢は現在、八堙に埋没している」としている。事実、譚其驥主編の『中国歴代地図集（原始社会・夏・商・西周・春秋・戦国時期）』地図出版社出版。

一九八二年。三九―四〇頁でも過去の遺跡として記されている。

九、『中華人民共和国分省地図集』地図出版社。一九七四年。

三七―八頁。

一〇、前掲七注・九一―一二頁。

一一、前掲二注。一六九―七一頁。

一二、前掲一注。

一三、十三經注疏『周礼注疏』中華書局影印。一九七九年。八六―二頁。

一四、全釈漢文大系第十八卷、著者・渡邊卓『墨子上』集英社。

昭和四十九年。二五〇頁。

一五、清・郝懿行撰『爾雅義疏』积地。北京市中国書店。一九八二年。

一六、前掲一注。

一七、前掲一注・二四二―九頁。

一八、中華文化復興運動推行委員會・国立編訳館中華叢書編審委員會主編。

盧元駿註訳『新序今註今訳』台湾商務印書館印行。

中華民國六十四年。三〇―一頁。

一九、前掲三注・一五四―〇頁。

二〇、前掲六注・一〇一―一頁。

二一、中国古代地言総志叢刊、唐・李吉甫撰『元和郡県図志』中華書局。

一九八三年。一八一―一九二頁。

二二、前掲二一・五二―二頁。

二三、青山定雄編『読史方輿紀要素索引・中国歴代地名要覧』「孟諸沢」省心書房。昭和四十九年。六一―五頁。

前掲八注・『辞海中』二五七二頁。譚其驤主編『中国歴史地図集』
原始社会・夏・商・西周・春秋・戦国時期』地図出版社出版。

一九八二年。二四一五頁。

二、荷沢・荷沢と二通りに書かれているが、先記した通り同一個所であり、以後、荷沢とする。

三、前掲二注。

四、前掲一四注。

五、前掲一注。

六、清・朱駿声編著『説文通訓定声』中華書局。一九八四年。二六九頁。

七、前掲六注・一一〇一頁。

八、三、前掲一四注。

九、前掲一四注。

十、前掲一注・六三頁。

十一、前掲二三注（『中国歴史地図集』）
現在の紙坊近辺か。『山東省地図』地図出版社編制出版。一九七九年。

十二、U.S. Agency Aerospace Center, ONC G-9 China
(St. Louis Air Force Station 1980)

十三、前掲二三注（『中国歴史地図集』）。

十四、前掲三六注。ONC G-10

十五、前掲二三注（『中国歴史地図集』）。

十六、前掲三六注。

十七、前掲三四・三五注。

十八、『安徽省地図』地図出版社編制出版。一九七九年。

十九、前掲三五注。

二十、前掲三三注。

二十一、前掲三注・二五三五―六頁。

二十二、宋・范曄撰、唐・李賢等注『後漢書』中華書局。一九七三年。

二六四七―八頁。

二十三、前掲二三注（『中国歴史地図集』）。

一三、幽都

交趾・明都と共に史料に登場する「幽都」をも併せ考証する必要がある。管見ながら幽都関連記事を以下に挙げる。

『尚書』虞書・堯典に「申命・和叔・宅・朔方、曰・幽都、平・在朔易」とある。

『墨子』節用に「古者堯治・天下、南撫・交趾、北降・幽都、東西至・曰所・出入、莫・不・賓服」とある。

『韓非子』十過に「昔者堯有・天下、飯・於土簋、飲・於土銅、其地南至・交趾、北至・幽都、東西至・日月之所・出入、者、莫・不・賓服」とある。

『淮南子』卷四・墜形訓に「西北方曰・不周之山、曰・幽都之門、（略）北方之美者、有・幽都之筋角焉」とある。

『淮南子』卷九・主術訓に「昔者神農之治・天下、也、（略）故其化如・神其地南至・交趾、北至・幽都」とある。

『淮南子』卷一九・脩務訓に「西教・沃民、東至・黒齒、地撫・幽都、南道・交趾」とある。

『史記』卷一・五帝本紀に「帝堯者、放勳、（略）申命・和叔、居・北方、曰・幽都」とある。

『山海經』卷一八・海内經に「北海之内、有・山、名曰・幽都之山、黒水出焉、其上有・玄鳥・玄蛇・玄約・玄虎・玄狐蓬尾。有・大玄之山、有・玄丘之民、有・大幽之國、有・赤脛之民」とある。

以上のように、幽都は「南」の交趾と対称されており、位置的に「北」である。それは又、山海經に挙げている禽獸・山岳に、いずれも「玄」という形用詞句が付いていることでも肯首できる。

ところで前記『史記』には「幽都」の裴駰集解に「孔安国曰、北称

幽都、謂所聚也」とあり、司馬貞素隱に「山海經曰、北海之内有山名幽都、蓋是也」とし、張守節正義は「案、北方幽州、陰聚之地、命和叔居理之、北方之官、若周礼冬官卿」とある。

又、『楚辞』招魂に「君無下此幽都些、土伯九約、其角鬢鬢些、敦厥血拇、逐人駸駸些、参目虎首、其身若牛些」とあるが、前記『山海經』の袁珂校注に「楚辞招魂云、君無下此幽都些、王逸注云、幽都、地下后土所治也、地下幽冥、故称幽都、此幽都之山、有玄鳥・玄蛇・玄豹・玄虎・玄狐蓬尾、又有大玄之山・玄丘之民・大幽之国等、景象頗類招魂所写幽都、疑即幽都神話之古伝也、招魂復写幽都之門、者土伯之状云、土伯九約、其角鬢鬢些、敦厥血拇、逐人駸駸些、参目虎首、其身若牛些、王逸注、土伯、后土之侯伯也、此幽都之黯慘恐怖又倍於幽都之山也」とある。

ここでは「地下の後土」とされ、実名ではないとしている。

「后土」については、『尚書』周書・武成に「惟九年、大統未集、予小子其承厥志、底商之罪、告于皇天・后土所過名山大川」とあり、その孔安国伝に「后土社名也」とあり、『毛詩』小雅・甫田・甫田に「以我齐明、与我犧羊、以社以方」とあり、その鄭元注に「社后土也」とあり、『周礼』春官・大宗伯に「王大封、則先告后土」とあり、その鄭元注に「后土土神也、黎所食者」とあり、『春秋左氏伝』僖公十五年九月壬戌の条に「戰于韓原、（略）晋大夫三拜稽首曰、君履后土而戴皇天、皇天后土、実聞君之言、羣臣敢在下風」とあり、同書昭公二十九年秋の条に「祀為貴神、社稷五祀、是尊是奉、（略）土正曰后土、（略）顓頊氏有子曰犁、為祝融、共工氏有子曰句龍、為后土、此其二祀也、后土為社」とあり、「后土」の社預注に「土為羣物主、故称后也」とあり、『礼記』檀弓に「国亡、大梟邑、公・卿・大夫・士皆厭

冠、哭於大廟、三日、君不舉、或曰、君舉而哭於后土」とあり、その鄭玄注に「后土社也」とあり、同書月令に「仲春之月、（略）圻・元日、命民社」とあり、その鄭元注に「社后土也」とあり、同書月令に「仲夏之月、（略）中央土、其日戊巳、其帝黄帝、其神后土」とあり、その鄭元注に「此黄精之君、土官之神、自古以来、著德立功者也、黄帝、軒轅氏也、后土亦顓頊氏之子、曰黎兼為土官」とあり、同書祭法に「夫聖王之制祭祀也、（略）共工氏之霸九州也、其子曰后土、能平九州、故祀以為社」とあり、『說文解字』に「社、地主也」とあり、その段玉裁注に「五經異義、今孝經說曰、社者土地之主、土地広博、不可偏敬、封五土以為社、古左氏說、共工為后土、為社」とある。

以上の各書から概念的に浮かび上がるのは、「共工氏の子の句（句）竜」后土が、天下平定の功労者だったので祭祀の対象とした」というところであろう。

尚、共工については、『尚書』虞書・堯典、同書虞書・舜典、『史記』卷一・五帝本紀、同書卷二五・律書、同書卷四〇・楚世家などの記事が具体性を帯びている。

辞海編輯子は、「古代の伝説上の人物。（略）堯の臣民で、試みに工匠を掌る官に登用され、後、驩兜・三苗及び鯀と共に、四罪を被り、舜によって幽州に流罪となった」と解説している。

ここでは、史書に登場する伝説的人物ということに留めておく。いづれにせよ、「后土」はかなり具体性を帯びており、何かしらの事跡を伝えたものとも取れる。

一方、『史記』卷一二・武帝紀に「其明年冬、天子郊雍、議曰、今上帝朕親郊、而后土毋祀、則礼不答也、有司与太史公・祠官寛舒等議、天地牲角繭栗、今陛下親祀后土、后土宜於沢中園丘

為中五壇、壇一黃犢太牢具、已祠尽瘞、而從祠衣上、黃、於、是天子遂東、始立后土祠汾陰脽上、如寬舒等議」とあり、「立后土祠汾陰脽上」の裴駰集解に「徐廣曰、元鼎四年時也、(略)如淳曰、河之東岸特堆壘、長四五里、広二里余、高十余丈、汾陰県在脽之上、后土祠在県西、汾在脽之北、西流与河合也」とあって、年・場所を特定している。元鼎四年は前一一三年。汾陰は『史記』卷五秦本紀に「惠文君、(略)九年、渡河、取汾陰・皮氏」とあり、『漢書』卷二八・地理志に「河東郡、秦置、莽曰兆陽、(略)戸二十三万六千八百九十六、口九十六万二千九百一十二、県二十四、(略)汾陰、介山在、南」とある汾陰であり、現在の山西省万榮県西南宝鼎である。

この汾陰に関しては、『史記』卷一二・武帝紀に「其夏六月中、汾陰巫錦為民祠、魏雁后土宮旁、見地如鉤状、掇視得鼎、鼎大異於衆鼎、文鏤母、隸識、怪之、言吏、吏告河東太守勝、勝以聞、天子使使驗、問巫錦得鼎無姦詐、乃以礼祠、迎鼎至甘泉、從行、上薦之、至中山、晏温、有黄雲蓋焉、有、燠過、上自射之、因以祭云、至長安、公卿大夫皆議請尊宝鼎、天子曰、間者河溢、歲數不登、故巡祭后土、祈為百姓育穀、今年豐庶未有報、鼎曷為出哉、有司皆曰、聞昔大帝興神鼎一、一者一統、天地万物所繫、終也、黄帝作宝鼎三、象天地人、也、禹収九牧之金、鑄九鼎、皆嘗鬻烹上帝鬼神、遭聖則興、遷于夏商、周德衰、宋之社亡、鼎乃淪伏而不見、頌云、自堂徂基、自羊徂牛、尊鼎及鼯、不虞不驚、胡考之休、今鼎至甘泉、光潤竜變、承休無彊、合茲中山、有黄白雲降蓋、若獸為符、路弓乘矢、集獲壇下、報祠大饗、惟受命而帝者心知其意、而合德焉、鼎宜見於祖禰、藏於帝廷、以合明、制曰可」とある。汾陰から鼎が出土した記事である。

さらに、『元和郡県図志』卷十二・河東道、河中府・宝鼎県の条に「本漢汾陰県也、属河東郡、劉元海時廢汾陰県、入蒲坂県、後魏孝文帝復置汾陰県、開元十一年改為宝鼎県、(略)后土祠、在県西北一十一里、殷湯陵、在県北四十三里」とある。

ここで注目されるのは、「殷湯陵在県北四十三里」の一文である。湯王は董作賓によれば西暦前一八世紀の在位であり、「后土」記載の全ての史料に先行する。

又、杉本憲司氏は『中国古代を掘る』の中で、文献にみえる夏都の位置として十五の場所を挙げておられる。その内の一つ「その他夏邑の伝説ある地」で、「もう一つは、清朝の考証学者、顧炎武の説で、『日知録』卷三の中で、服虔の汾水と澮水の間にあるとする説にもとづいて、晋の西南部、いまの山西省の西南部にあつたとする」と述べておられるが、少なくとも「后土」伝説をもつ汾陰が、この地域に含まれることは注目される。

さらに、「鼎」が出土したという事実が強力な補強材料となると思われる。

すなわち「后土」は単なる仮空の伝承ではなく、何かしらの歴史的事実の反映であろう。さらに言えば、『楚辞』の王逸注に「幽都、地下后土所治也」とあるものの他、多くの書物が「地下」を使っているのは、かつての王朝の存在の手懸りとなる何んらかの痕跡が、土中深く埋没しているのかもしれない。

后土が具体性を帯びているとすれば、幽都もそれに付随して具体性を帯びることになる。一方、劉文典は『淮南子』の「幽都」集解に「幽都在雁門以北」と述べている。

雁(鴈)門には郡名・県名・渠名・関名・山名等があるが、現在の山西省代県を中心とした地域である。

山西省代県と后土の地に比定した同省万榮県とでは、南北に長い山西省内で、北と南に隔たっている。劉文典が何故、幽都を雁門と断じたのか、雁門関連の文献上から類推するのは難しい。

或いは『史記』^{四三}卷一・五帝本紀に「帝顓頊高陽者、(略)北至、于幽陵、南至、于交趾、西至、于流沙、東至、于蟠木」とあり、「幽陵」の張守節正義に「幽州也」とあり、同書同卷に「帝堯者、(略)謹兜進言共工、堯曰不、可而試之工師、共工果淫辟、(略)於是舜歸而言於帝、請流共工於幽陵」とあり、「幽陵」の裴駰集解に「馬融曰、北裔也」とあることなどからの連想であろうか。幽州は河北省を中心とした一帯である。幽州も雁門も、北にいわず「漠北」を控えている。

又、汾河及びその周辺には五帝・夏王朝にまつわる伝承が数カ所存在する。以下に挙げる。

『史記』^{四四}卷二夏本紀に「帝舜薦禹於天、為嗣、十七年而帝舜崩、三年喪畢、禹辭辟舜之子商均於陽城、天下諸侯皆去商均、而朝禹、禹於是遂即天子位」とある「陽城」が、「山西省晋城県にある沢の陽城」であるという説と、「山西省翼城県にあった唐城」という二説があるという。

『史記』^{四五}卷一・五帝本紀に「於是堯乃以二女妻舜以觀其内、使九男与処、以觀其外、舜居媯汭内行弥謹」とある「媯汭」が、「山西省永濟県の地」であるという説があるという。

他に石器時代の遺構として、山西省芮城縣匭河(藍田原人の系統か)・陽高県許家窑(北京原人の子孫の移動先)・襄汾県丁村(河畔での生活)・夏県東下馮(二五万平方メートルに及ぶ遺跡Ⅱ夏代か)・太原(唐叔の封地か)・黄河竜門流域(啓・胤甲伝承の西河か)や臨汾(堯の都か)など多くの遺跡・伝承地が集中してみられる、という。

山西省、それも主に汾河流域に、これだけ多数の伝承地を持つということは看過すべきではなく、后土Ⅱ幽都も何かしらの裏付けがあると思われる。

幽都が劉文典の主張の通り山西省北部にしろ、拙論の西南部にしろ、両者の間に汾河を媒体とした繋がりも考えられる。

又、「夏朝」の国号を「夏后」と称するが、「夏后」と「后土」との間は何んらかの関連があるかもしれない。

ここでは「后土」は具体的な裏付けがあると結論付けたい。

註

一、清・孫星衍撰、陳抗・盛冬鈴点校、十三經清人注疏『尚書今古文注疏』中華書局。一九八六年。二二頁。

二、全釈漢文大系第十八卷、著者・漢邊卓『墨子上』集英社。昭和四十九年。三四八頁。

三、周鍾靈・施孝適・許惟賢主編『韓非子索引』中華書局。一九八二年。

『韓非子原文』七四四頁。

四・五・六、国学基本叢書、王雲五主編・劉安撰・劉文典集解『淮南鴻烈集解』台湾商務印書館印行。中華民國六十七年。

七、漢・司馬遷撰、宋・裴駰集解、唐・司馬貞索隱、唐・張守節正義『史記』中華書局。一九七二年。一五七頁

八、袁珂校注『山海經校注』上海古籍出版社。一九八三年。四六二頁。

九、前掲注七・一九頁。

一〇、中国古典文学大系15、目加田誠訳『詩經・楚辭』平凡社。

昭和五十年。四八九頁。

一一、前掲八注。

一二、幽都山そのものは、現在、河北省昌平平泉西北三十里に存在する(原著Ⅱ劉鈞仁『中国歴史地名大辞典』第二卷。凌雲書房参照)。

一三、漢・孔安国伝、唐・孔穎達等正義、十三經注疏『尚書正義』中華書局印影。一九七九年。一八四頁。

一四、前掲一三注。漢・毛公伝、鄭元箋、唐孔穎達等正義『毛詩正義』。四七四頁。

- 五、前掲一三注。漢・鄭元注、唐・賈公彥疏『周礼注疏』。七六四頁。
- 六、一七、前掲一三注。晋・杜預注、唐・孔穎達等正義『春秋左氏伝』。一八〇五一六。二二三一四頁。
- 六・一九・三〇・三、前掲一三注。漢・鄭元注、唐・孔穎達等正義『礼記正義』。一二九四・一三六一・一三七一一二・一五九〇頁。
- 三、漢・許慎撰、清・段玉裁注『說文解字注』上海古籍出版社。一九八三年。八頁。
- 三、国学基本叢書、唐・杜佑撰『通典』新興書局。中華民國五十五年。典二六〇頁では「勾竜」とする。
- 尚、同書が引く后土記事は、『史記』武帝紀が基となっている。
- 四・三、前掲一三注・一二二・一二八一・一三二頁。
- 三・三、前掲七注。二〇・一二四一・一六八九頁。
- 元、辞海編輯委員会、『辞海中』「共工」上海辞書出版社。一九七九年。二八三五頁。
- 三、前掲七注・四六一・一二頁。尚、同書卷二八・封禪書にも同様の記事がある。
- 三、前掲七注・二〇五一六頁。
- 三、漢蘭台令史・班固撰、唐秘書少監・顏師古注『漢書』中華書局。一九七五年。一五五〇頁。
- 三、前掲二九注・「汾陰」二〇五八頁。「山西省」『中華人民共和國分省地圖集』地圖出版社。一九七四年。一七一八頁。
- 三、前掲七注・四六四一五頁。
- 三、中国古代地理總志叢刊、唐・李吉甫撰、賀次君点校『元和郡県圖志』中華書局。一九八三年。三二七一八頁。
- 三、董作賓「中国上古史年代」董作賓撰『董作賓學術論著』世界書局印行、中華民國五十一年、一〇八七頁。
- 三、杉本憲司著『中国古代を掘る―城郭都市の発展―』中央公論社刊。昭和六一年。五五一六一頁。
- 六、漢詩大系³ 藤野岩友著『楚辭』集英社。昭和四十二年。三〇八頁。前掲四注。

四、以下に県名・郡名・渠名・山名・関名を挙げる。

(1) 県名

①『史記』卷四十三・趙世家(前掲七注・一八一七一九頁)

「(惠文王)十六年、秦復与趙數擊齊、齊人患之、(略)五国三分王之地、齊倍五国之約而殉王之患、西兵以禁彊秦、秦廢帝請服、反高平・根柔於魏、反豎分・先俞於趙」とあり、「反豎」の張守節正義に「豎音邢、分字誤、当作山字耳、括地志云、句注山一名西陲山、在代州鴈門県西北四十里」とある。

②『元和郡県圖志』卷十四・河東道、代州・雁門(前掲三五注・四〇一一二頁)。

雁門県、本漢広武県地、属太原郡、後魏改属雁門郡、隋開皇三年罷郡、県仍属肆州、後改肆州為代州、県属不改、十八年改広武県為雁門県、蓋避太子之諱也、国朝因之。

(2) 郡名

①『漢書』卷八・地理志、鴈門部(前掲三三注・一六二二頁)

鴈門郡。(略)戸七万三千一百三十八、口二十九万三千四百五十四、県十四。

②『後漢書』卷三三・郡国志、并州・鴈門郡(宋・范曄撰、唐・李賢等注『後漢書』中華書局。一九七三年。三五二五頁)。

③『水経注』卷十三・瀑水篇(後魏・酈道元撰、清・戴震校『水経注』世界書局印行。中華民國五十八年。一六六頁)。

④『元和郡県圖志』卷十四・河東道、代州・雁門(前掲三五注・四〇一一二頁)。

秦置三十六郡、雁門是其一焉、(略)周宣帝大象元年、自九原城移肆州於今理、隋開皇五年改肆州為代州、大業三年改為雁門郡。

(3) 渠名

『三国志』卷二六・牽招伝(晋・陳寿撰、宋・裴松之注『三国志』中華書局。一九七三年。七三一―二頁)。

大軍欲征吳、召招還、至、值軍罷、拜右中郎將、出為雁門太守、

(略) 郡所治広武、井水鹹苦、民皆担輦遠汲流水、征返七里、招準望地勢、因山陵之宜、鑿原開渠、注水城内、民賴其益。

(4) 山名

①『爾雅』积地(清・郝懿行撰『爾雅義疏』北京市中国書店。一九八二年)。

「東陵阻、南陵息慎、西陵威夷、中陵朱滕、北陵西喻鴈門是也」とあり、「西喻鴈門」の郝懿行注に「即鴈門山也」とある。

②『山海經』卷六・海内西經(前掲八注・二八九―九〇頁)。

「大沢方百里、羣鳥所生及所解、在鴈門北、鴈門山、鴈出其間、在高柳北」とあり、「鴈門山」の袁珂注に「郝懿行云、淮南墜形訓伝、燭竜鴈門北、蔽於委羽之山、疑委羽山即鴈門山之連麓、委羽亦即解羽之義、江淹別賦所謂、鴈山参雲也」とある。

(5) 関名

『中華人民共和国分省地図集』(前掲三三注)

「山西省(一七一―八頁)」に記載あり。

四、前掲三九注参照。

三、前掲七注・一一―一二頁。

二、前掲七注・一五―二九頁。

四、前掲七注・八二頁。

五、四六、前掲三七注・五六頁。

四、前掲七注・三三頁。

六、前掲二九注・二五―二七頁。

四、前掲三七注・四頁以下。

五、芮城県以下の地名は前掲注三三図参照。

五、当該地方には、郭家審・許審など多くの審がある(前掲三三注参照)。

五、前掲七注・八二頁。

(文中、旧漢字及び中国・簡体字は日本・常用漢字に改めた)